

**産業構造審議会 製造産業分科会
繊維産業小委員会**

**繊維産業における
サステナビリティ推進等に関する議論の
中間とりまとめ**

2024 年 6 月 25 日

産業構造審議会 製造産業分科会 繊維産業小委員会 中間とりまとめ 目次

1. はじめに……………	4
2. 我が国の繊維産業における諸課題の分析と論点の整理……………	9
3. 環境配慮等に関する国内外における政策動向……………	14
3－1. EUにおける政策動向	
3－2. フランスにおける政策動向	
3－3. 我が国における政策動向	
4. 環境配慮等のサステナビリティへの対応……………	20
4－1. 衣料品の回収量の増加に向けた制度整備	
4－2. 資源循環システム構築に資する技術基盤の整備	
4－3. 繊維製品における環境配慮設計の推進	
4－4. 情報開示の推進とグリーンウォッシュへの対応	
4－5. 適量生産・適量消費に向けた取組の方向性	
5. 人材確保・取引適正化への対応……………	30
5－1. 人材確保に向けた対応	
5－2. 取引適正化に向けた対応	
6. 繊維産地におけるサプライチェーンの維持に向けた取組の方向性……………	35
7. おわりに……………	36

産業構造審議会 製造産業分科会
繊維産業小委員会
委員名簿

<委員長>

新宅 純二郎 明治大学経営学部 特任教授

<委員>

生駒 芳子 ファッション・ジャーナリスト
一般社団法人日本エシカル推進協議会 会長

井上 真理 神戸大学大学院人間発達環境学研究科 教授

大矢 光雄 日本化学繊維協会 会長

柿本 章子 主婦連合会 副会長、衣料部部長

久我 尚子 株式会社ニッセイ基礎研究所生活研究部 上席研究員

鈴木 恒則 一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会 理事長

筑紫 圭一 上智大学法学部地球環境法学科 教授

富吉 賢一 日本繊維産業連盟 副会長兼事務総長

林 千晶 株式会社 Q0 代表取締役社長（第 8 回まで）

福田 稔 A.T.カーニー株式会社 シニアパートナー

松浦 昭彦 全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟 会長

森川 英明 信州大学繊維学部先進繊維・感性工学科 教授
信州大学副学長

吉高 まり 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 フェロー（サステナビリティ）
東京大学教養学部 客員教授

渡邊 純子 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士

<オブザーバー>

山地 あつ子 消費者庁消費者教育推進課 課長

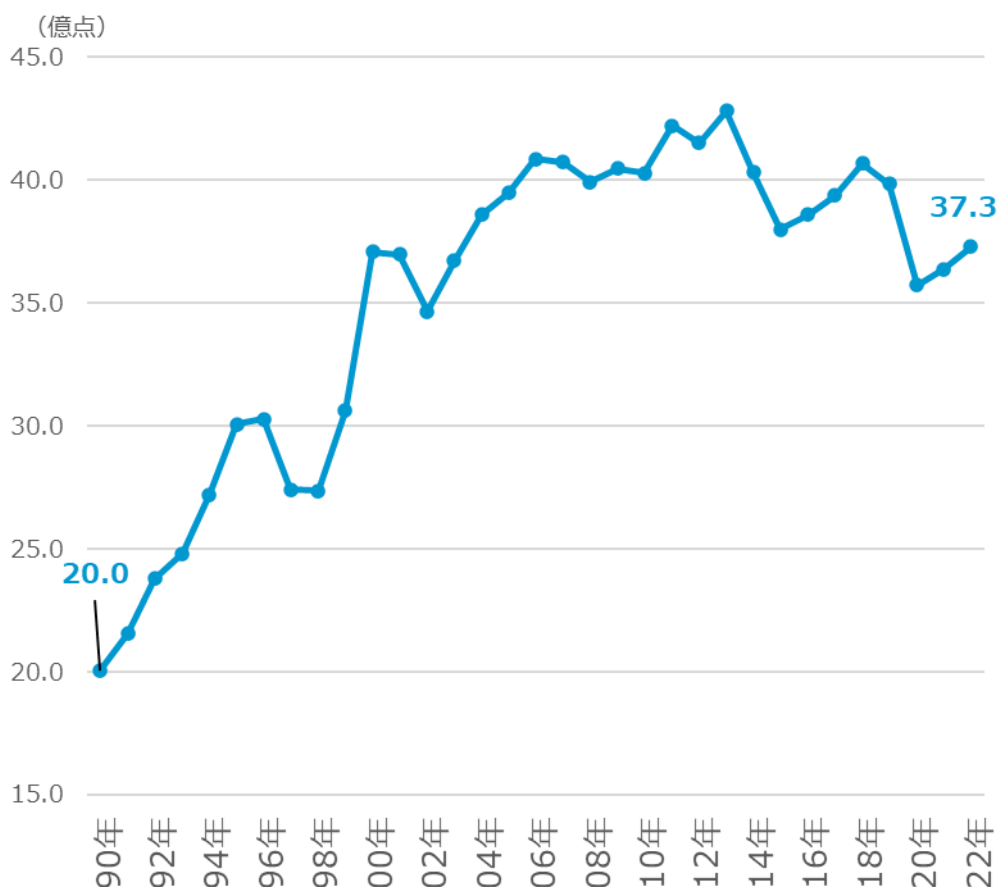
近藤 亮太 環境省環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室 室長

1. はじめに

国内外の繊維産業をとりまく環境は、この 30 年間で大きく変化している。特に、衣料品の低価格化に伴い、衣料品の供給量・消費量が増加している。衣料品の供給量の増加は、製造工程における環境負荷を増大させる可能性や、サプライチェーン上の人権問題のリスクを増大させる可能性がある。このため、近年繊維産業におけるサステナビリティの強化を図るための制度検討が国内外で加速している。例えば、EU では、欧州理事会が未使用繊維製品の廃棄禁止等を盛り込んだ「エコデザイン規則（ESPR）」を 2024 年 5 月に採択し、今後さらなる取組の強化が見込まれている。

我が国でも、衣料品の供給点数は増加傾向にあり、2022 年には 1990 年と比較して約 1.8 倍となった¹（図 1）。

【図 1】衣料品の供給点数

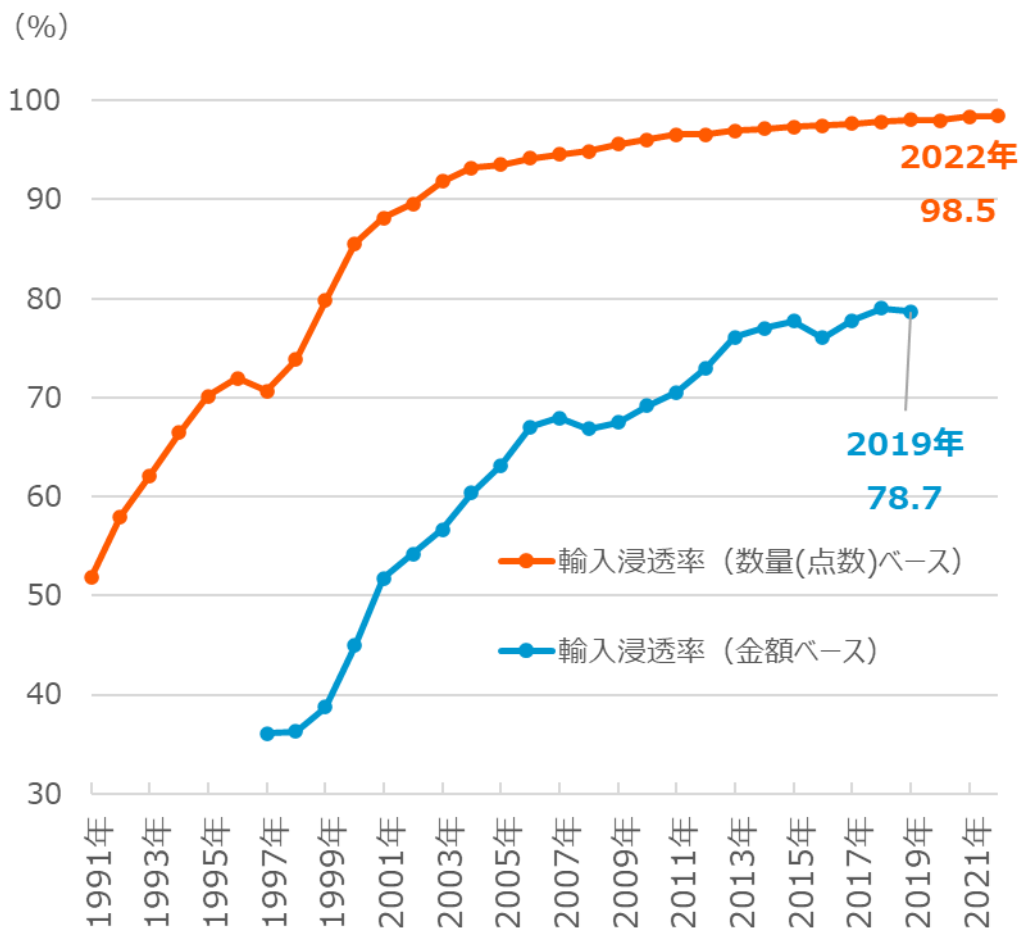


出典：日本繊維輸入組合「日本のアパレル 市場と輸入品概況」（1991 年-2023 年）。
※国内供給量のうち、国内生産量は一部製品について、従業者 30 名以上の企業の数値のみを計上している。

1 日本繊維輸入組合「日本のアパレル 市場と輸入品概況」（1991 年-2023 年）。ただし、国内供給量のうち、国内生産量は一部製品について、従業者 30 名以上の企業の数値のみを計上している。

また、我が国では、衣料品の輸入が増加し、低価格化が進展している。我が国の国内市場に占める衣料品の輸入割合は 1990 年代から増加傾向にあり、2022 年においては数量ベースで市場の約 98.5%、金額ベースでも約 78.7%を占めるようになった（図 2）²。また、衣料品価格はここ 30 年間で大きく下落し、例えば、東京都区部での衣料品小売価格をみると、特にブラウス、セーター、ワンピース等の婦人衣料については、1991 年を 100 として推移比較した場合、2022 年は 50 を下回る状況である（図 3）³。

【図 2】我が国の国内市場に占める輸入品の割合



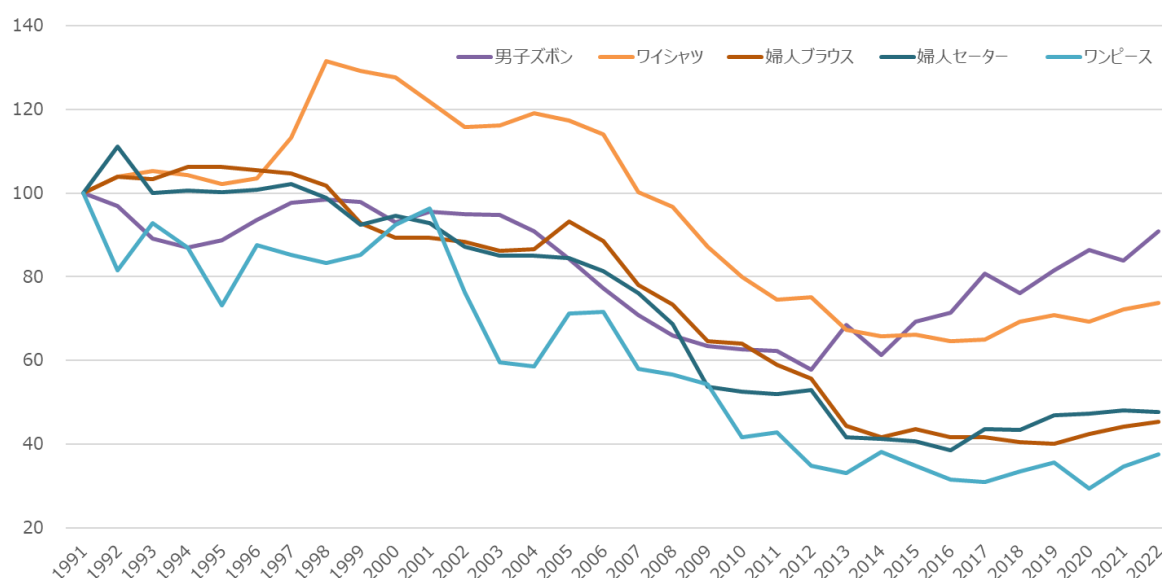
出典：日本繊維輸入組合「日本のアパレル 市場と輸入品概況」（1991 年-2023 年）。

※国内供給量のうち、国内生産量は一部製品について、従業者 30 名以上の企業の数値のみを計上している。

2 日本繊維輸入組合「日本のアパレル 市場と輸入品概況」（1992 年-2022 年）。ただし、国内供給量のうち、国内生産量は一部製品について、従業者 30 名以上の企業の数値のみを計上している。

3 総務省「小売物価統計調査」を元に事務局作成。

【図3】東京都区部での衣料品小売価格



出典：総務省「小売物価統計調査」を元に事務局作成。

※1991年の価格を100としたときの推移。

このような状況から、我が国の繊維産業において、ここ30年間の市場変化により、安価な海外製品との低価格競争が顕著になっていったと考えられる。その結果、国内の繊維産業のサプライチェーン、特に染色工程や縫製工程では、生産拠点を人件費の安い海外へ移転する等の対応を迫られたり、または廃業を余儀なくされたりする事業者も少なくない。元来、我が国の繊維産業は、関連企業が集積した「繊維産地」において、高い技術力やクラフトマンシップ等を背景とした分業体制が産業基盤を支えてきたが、今日では製造工程の海外移転や廃業等の影響により、国内の繊維産地のサプライチェーンが毀損されつつある。

こうした観点から、経済産業省は、2021年11月に「産業構造審議会 製造産業分科会 繊維産業小委員会」を設置し、2030年に向けた繊維産業政策の方向性について審議を重ね、2022年5月、「2030年に向けた繊維産業の展望（繊維ビジョン）」⁴をとりまとめた。繊維ビジョンでは、2030年に向けた今後の繊維産業政策として、「新たなビジネスモデルの創造」、「技術開発による市場創出」、「海外展開による新たな市場獲得」の3つの戦略分野、「サステナビリティの推進」、「デジタル化の加速」の2つの横断分野を設定した。経済産業省では繊維ビジョンのとりまとめ以降、これらの戦略分野・横断分野に沿って政策を企画してきた。

4 経済産業省「2030年に向けた繊維産業の展望 繊維ビジョン」（2022年）。

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/20220518_report.html

【図4】「繊維ビジョン」でとりまとめた今後の繊維産業政策の柱と対応の状況

戦略分野① 新たなビジネスモデルの創造	戦略分野② 海外展開による新たな市場獲得	戦略分野③ 技術開発による市場創出
新しい“稼ぐ力”創出のため、ファクトリーブランド等を支援。 ファッション・ビジネス・フォーラムの立ち上げ - 多様なステークホルダーが結びつくフォーラムを立ち上げ。 繊維産地サミットの開催 - 繊維産地を有する地方公共団体間の連携を図るための会議体を設置。	積極的な海外展開により、拡大する海外市場を取り込み。 海外展開に向けた体制構築 関係機関による情報共有・検討の場として海外展開推進協議会を設置。	新たな技術の開発を通じた新市場創出を促進。 繊維技術ロードマップ 繊維to繊維リサイクル、スマートテキスタイル（導電性繊維）開発等を推進。
ファッション・ビジネス・フォーラムを2023年1月31日に開催。フォーラム内にて「繊維産地サミット」を開催。 33の地方公共団体が参画する「繊維産地ネットワーク協議会」をこれまで9回開催。	- ジェットロや中小機構の連携による「新規輸出1万者支援プログラム」が開始。 - 繊維企業においても「新規輸出1万者支援プログラム」への参加を促進。	2022年度補正予算「資源自律に向けた資源循環システム強靱化実証事業」において設備導入を支援。 - NEDO先導研究「繊維製品の資源循環のための選別・分離技術の研究開発」等を実施。 2023年5月、産総研「北陸デジタルものづくりセンター」が開所し、スマートテキスタイル等の研究開発を実施。

	今後の取組	実行状況
横断分野① サステナビリティ	- 環境に配慮した製品設計の指針を策定。 - 人権に配慮したサプライチェーン管理を促進するガイドラインを策定。	- リサイクルのし易さや環境配慮のための「環境配慮設計ガイドライン」を策定。 - 日本繊維産業連盟において、ILO（国際労働機関）と協力し、「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を策定。繊維企業に対し「責任ある企業行動実施宣言」を慫慂（24/6/7時点で、1,102社が宣言）。
横断分野② デジタル化	中小企業の業態転換や、デジタルツールの導入を支援。	- デジタル化やサステナビリティへの対応など優れた取組をする企業を発信するため、「次代を担う繊維産業企業100選」を実施。ファッション・ビジネス・フォーラムにて表彰。 - 事業再構築補助金やIT導入補助金により、ビジネスモデルの転換や企業のDX推進を支援。

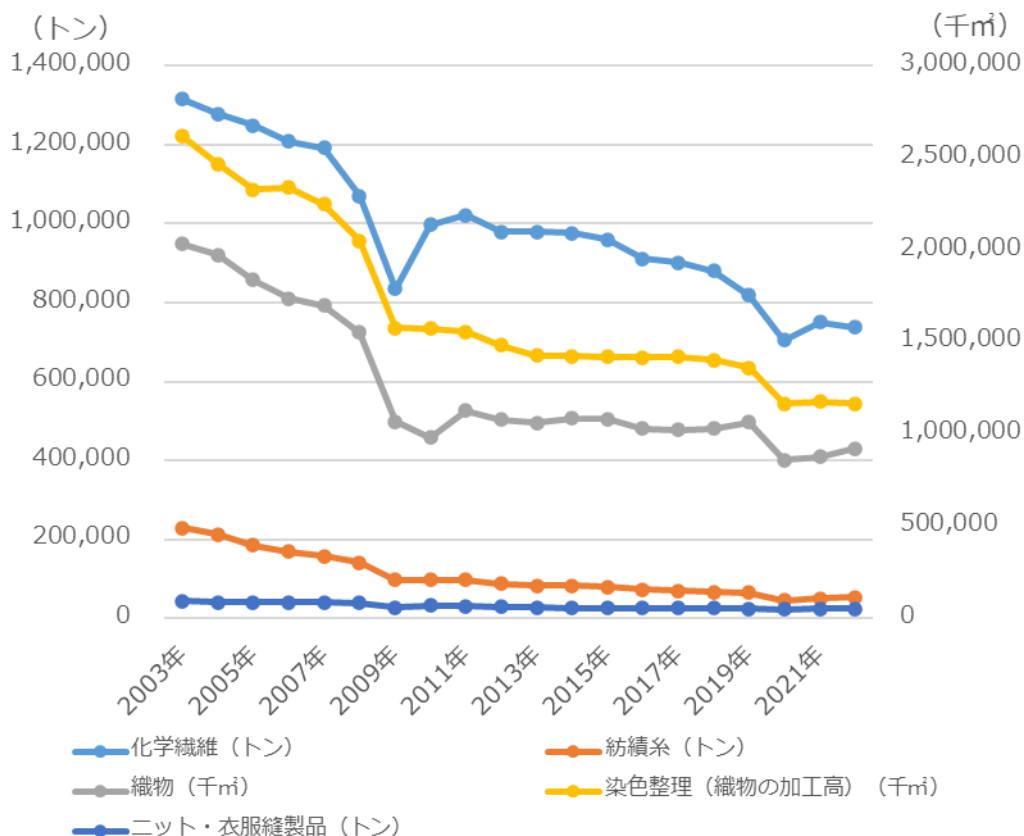
しかし、繊維産業を取り巻く環境変化は加速度を増していることから、来るべき 2030 年に向けて着実に政策を実行していくため、繊維ビジョンに基づく取組のさらなる強化が必要である。このため、経済産業省は繊維産業小委員会を再開し、具体的な政策の方向性について議論・検討を行った。

2. 我が国の繊維産業における諸課題の分析と論点の整理

我が国では、繊維サプライチェーンにおける製造工程の海外移転等により、化学繊維、紡績糸、織物、染色整理された織物の加工高、ニット・衣服縫製品の主要な繊維製品の全てにおいて、国内生産量が減少している⁵（図5）。

また、国内の衣料品等の市場規模も縮小している。1991年の15.3兆円をピークに国内の衣料品等の市場規模は減少に転じ、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出制限等の影響を受けた2020年頃には急激に縮小した。その後も市場規模は横ばいで推移し、2022年には8.7兆円となった⁶（図6）。今後も、我が国は少子高齢化等の影響に伴い人口減少が想定されており、衣料品等の市場規模も縮小傾向にあると見込まれている。

【図5】繊維製品の国内生産量

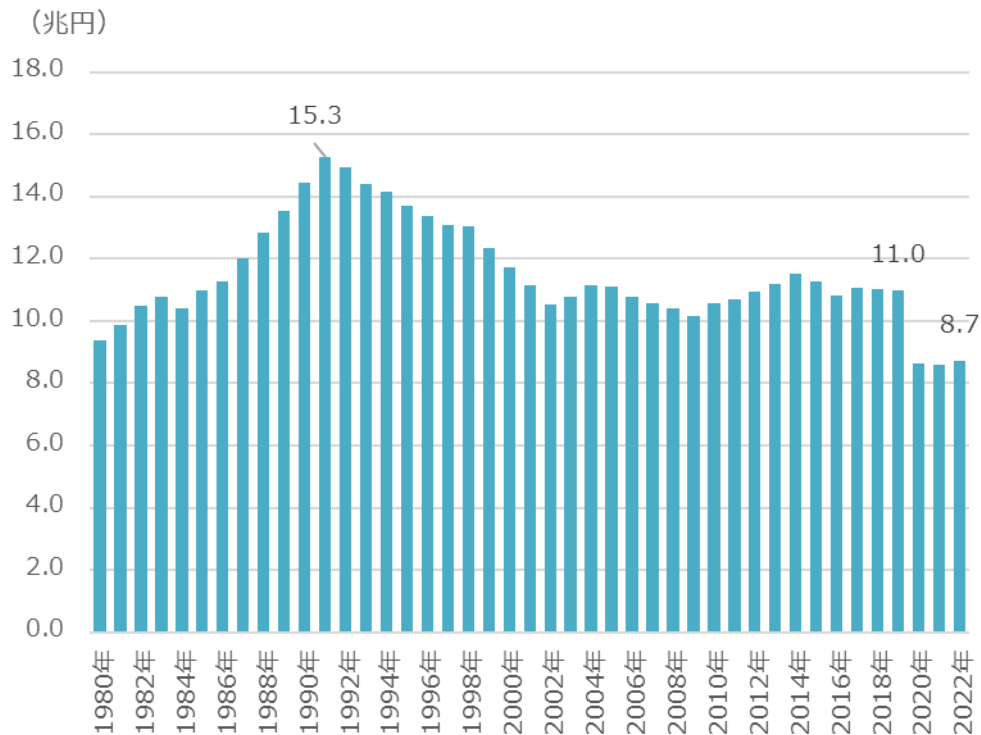


出典：経済産業省「生産動態統計調査」（2022年）。

5 経済産業省「生産動態統計調査」（2022年）。

6 経済産業省「商業動態統計調査」（2022年）。

【図6】衣料品等の国内市場規模



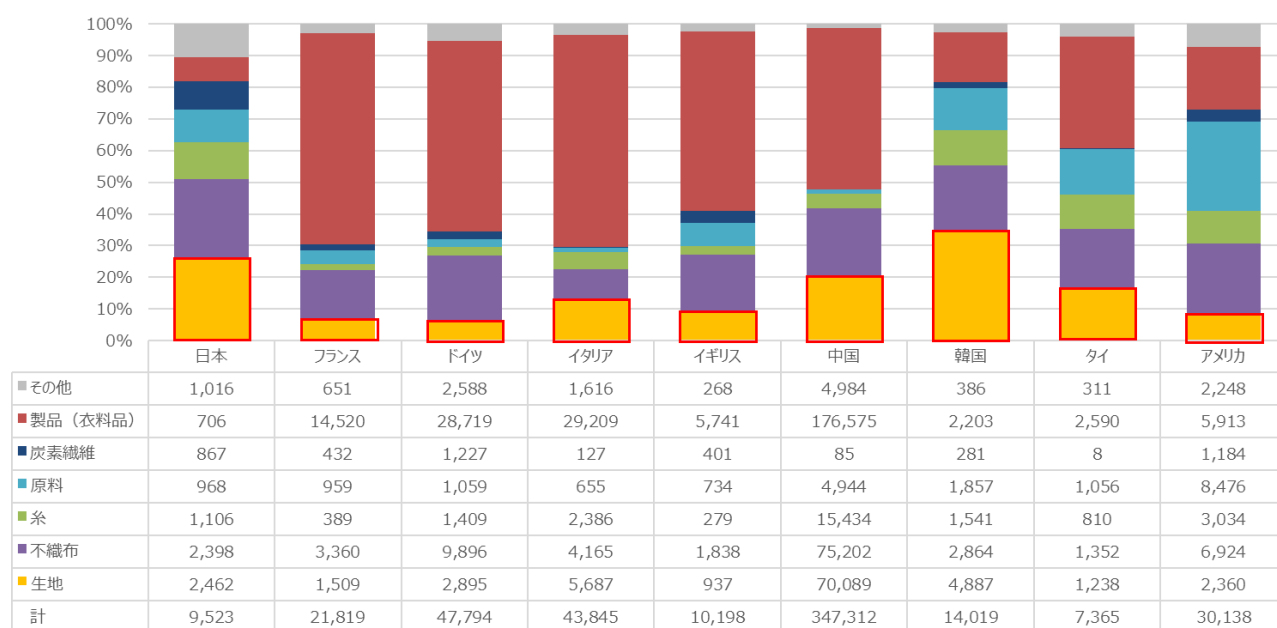
出典：経済産業省「商業動態統計調査」（2022年）。

※繊維物・衣服・身の回り品小売業の推移。

こうしたことから、国内の繊維産業が今後も産業競争力を維持・強化していくためには、繊維・アパレル企業が縮小傾向にある国内市場だけではなく、成長の見込まれる海外の衣料品市場への参入も視野に入れた経営戦略をとっていく必要がある。我が国からの主要な繊維製品の輸出のうち、最も大きな割合を占めるのは生地（テキスタイル）であり、2021年には2,462億円で輸出全体の約26%を占めている⁷（図7）。これは他国と比較しても大きな割合を占めており、今後の繊維産業において、国際的に高い評価を得ているテキスタイル製品の輸出量を伸ばしていくことが重要であることがわかる。

7 IHS Markit, Ltd.「Global Trade Atlas」（2021年）。世界168カ国・地域の貿易統計データベース。

【図 7】各国の主要な繊維製品の輸出内訳（単位は億円）



※ 1. 原料： 蘭、羊毛、綿、亜麻、合成繊維、再生繊維、半合成繊維等。
 ※ 2. その他： フェルト、絨毯、工業用繊維製品、毛布、ベッドリネン等。

出典：IHS Markit, Ltd.「Global Trade Atlas」（2021 年）。

※世界 168 カ国・地域の貿易統計データベース。

ただし、我が国で縫製される最終製品についても輸出拡大は可能であると考えられる。我が国では、高度な縫製技術等を活かし、国内外のアパレル企業から OEM（製造委託）を請け負う等によって、国内外で高い評価を得ている企業も存在する。またそれだけではなく、国内外で得た評価を活かし、ファクトリーブランド等を立ち上げ、収益性をさらに高めている企業も存在する⁸。このように、我が国で縫製される最終製品についても国際的な評価を高め、輸出を拡大していくことが重要である。

従って、今後の我が国の繊維産業政策としては、①先行するテキスタイルの輸出拡大、②最終製品における国際的な評価確立、の両方に軸足を置くことで、海外展開を推進していくことが重要となる。

こうした繊維製品の海外展開にあたっては、欧州等で急速に制度整備が進んでいる環境や人権への配慮といったサステナビリティについて、グローバル水準での対応が必要不可欠である。国際的なアパレル企業等においては、欧州等における制度整備に先んじて、環境・人権配慮への対応が始まっている。一方で、我が国の繊維産業においては、一部の企業でサステナビリティ推進に向けた取組⁹は始まってはいるものの、多くの繊維産業企業に

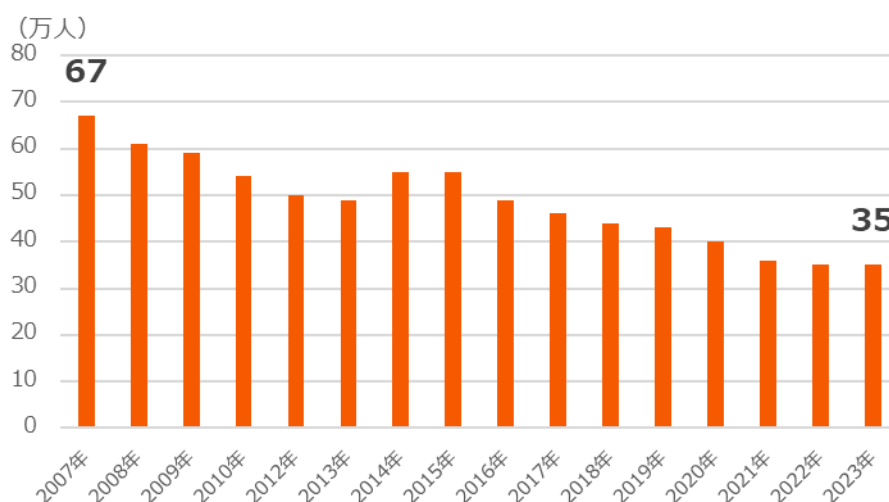
8 例えば、山形県寒河江市に本社を置く佐藤繊維株式会社では、2001 年より自社ブランドである「M.&KYOKO」をスタートしたほか、2015 年には本社敷地内にセレクトショップ「GEA ギア」をオープンさせ、収益化を進めている（出典：佐藤繊維株式会社 ホームページ <https://satoseni.com/company/history>）。

9 例えば、倉敷紡績株式会社では、工場内で発生する落綿や屑綿といった未利用繊維を活用したりサイクルの他に、廃棄衣

関しては今後の取組の強化が期待される状況である。繊維産業企業が海外展開を加速させていくためには、国内外の投資家や消費者意識の高まり、海外のアパレル企業からの求めにより、環境・人権配慮への対応は必須となってくるものと想定される。この点、繊維ビジョンでは、取り組むべき横断分野として「サステナビリティの推進」が位置づけられているが、すでに欧州等では制度整備が進展していることから、国や地方自治体、大学等が連携して、早急に我が国の繊維産業企業が対応できる環境を整備するための施策を講じていくことが必要である。

また、国内における繊維製品の生産に必要な人材確保も大きな課題である。我が国において、繊維工業に従事する労働者数は減少傾向にあり、2023 年には 35 万人となっている¹⁰（図 8）。人材確保が難しい背景には、繊維産業に依然として存在する独特の商慣習¹¹等により、産業全体と比較して賃金が低いこと等に原因があると考えられる。このため、外国人材を含む人材確保に向けた施策や、取引適正化による賃上げ原資の確保といった労働環境の整備に関する取組強化も必要である。

【図 8】繊維工業における就業者数の推移



出典：総務省「労働力調査」（2023 年）。

※東日本大震災の影響により、2011 年データはなし。

また、付加価値の高い繊維製品を国内で製造していくためには、国内の繊維産業の産業基盤の強化が不可欠である。我が国の繊維産業においては、製造工程の海外移転や経営者の高齢化、人材確保が困難となって

料や繊維製品の端材・裁断くずを再資源化する「L∞PLUS」を実施している。（出典：経済産業省「第 1 回繊維製品における資源循環システム検討会」資料 7 倉敷紡績株式会社提出資料（2023 年 1 月））。

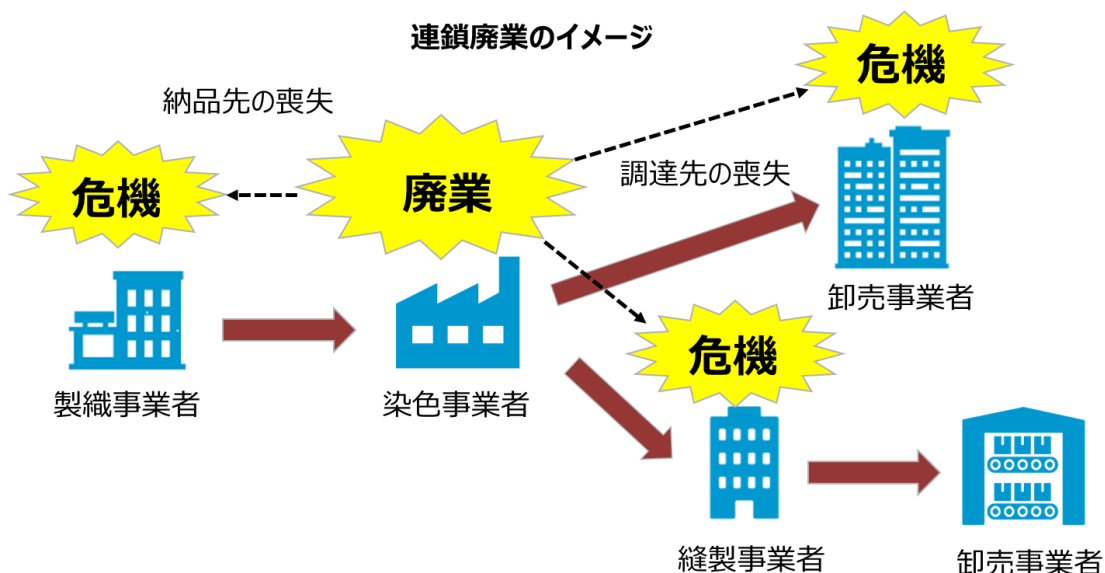
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/resource_recycling/pdf/001_07_00.pdf

10 総務省「労働力調査」（2023 年）。なお、東日本大震災の影響により、2011 年データはなし。

11 例えば、繊維産業では上代（製品の販売価格）を先に決定し、利益を差し引いた残りの金額から、逆算で縫製・染色等の加工賃等を設定し、十分な価格協議が行われずに発注する商慣習が一部の企業で残っている。

いること等に伴い、繊維産業企業の廃業が相次ぎ¹²、サプライチェーンが毀損されつつある状況である。我が国では、「繊維産地」と呼ばれる特定の地域に事業者が集積し、事業者間で連携したもののづくりが行われていることから、特に繊維産地におけるサプライチェーンの維持が求められる。同時に、サプライチェーンの維持のみならず、海外展開も見据えた産業基盤の強化のため、サプライチェーンの強靱化も重要である。

【図 9】サプライチェーン毀損リスクのイメージ図



こうした背景から、今般の「繊維産業小委員会」では、我が国の繊維産業が抱える喫緊かつ重要な課題を①環境配慮等のサステナビリティへの対応、②人材確保・取引適正化の対応、③繊維産地におけるサプライチェーンの維持に向けた取組の方向性、の3つに絞り、それらに対する施策の方向性について審議・検討した。

12 繊維工業における事業所の数は、2005年には23,082だったが、2020年には9,448まで減少している。（出典：経済産業省「工業統計」「経済センサス」。ただし、従業者4人以上の事業所。繊維工業は、製糸業、紡績業、ねん糸製造業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、綱・綱・レース・繊維粗製品製造業、外衣・シャツ製造業（和式を除く）、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業を含む。）

3. 環境配慮等に関する国内外における政策動向

繊維製品における環境配慮等に関する制度整備については、すでに国際的にも取組が進んでおり、特に EU、さらにその加盟国であるフランスにおける取組は先進的である。そのため、第 9 回繊維産業小委員会においては、EU・フランスの政策担当者に参加いただき、政策動向について議論した。

3-1. EU における政策動向

EU においては、産業政策における環境配慮促進策として「グリーン・ディール政策」が推進されてきた。EU における繊維産業のサステナビリティ推進は、「グリーン・ディール政策」の一環として、欧州委員会が 2022 年 3 月に公表した「持続可能な繊維戦略」（欧州繊維戦略）が起点となっている。欧州繊維戦略では、2030 年までに欧州域内で販売される繊維製品を、耐久性があり、リサイクル可能で、リサイクル済繊維を大幅に使用し、危険な物質を含まず、労働者の権利等の社会権や環境に配慮したものにする¹³、との目標が掲げられている。この目標を達成すべく、欧州繊維戦略では、①「エコデザインの要件化」、②「『デジタル製品パスポート』の導入による環境面での情報提供の義務化」、③「過剰生産・過剰消費からの脱却」、④「未使用繊維製品の廃棄抑制」、⑤「拡大生産者責任の見直し」、⑥「グリーンウォッシュ規制等」、といった具体的な取組についても提言されている。

「①エコデザインの要件化」は、環境に配慮した繊維製品における易リサイクル性やリサイクル済繊維の混合等の要件を設定するものである。「②『デジタル製品パスポート』の導入による環境面での情報提供の義務化」については、繊維製品のトレーサビリティや透明性の担保を目的として「デジタル製品パスポート（DPP）」を繊維製品に導入し、企業の消費者等に対する情報提供を義務化するものである。「③過剰生産・過剰消費からの脱却」に関しては、繊維産業は大量生産・大量消費型の産業であり環境負荷が高い、と指摘されていることから、資源循環を含めた資源の有効利用による、そうした産業構造からの脱却が謳われている。「④未使用繊維製品の廃棄抑制」については、繊維産業において、大量生産と同時に、製品の廃棄が問題となっていることから、未販売や返品された繊維製品の廃棄の抑制策として、廃棄や処分に関する情報開示や廃棄禁止を検討することとしている。「⑤拡大生産者責任の見直し」については、拡大生産者責任（EPR）の考え方にに基づき、廃棄抑制や再利用準備等に向けた費用の徴収におけるエコモデュレーション¹⁴の導入や、繊維製品廃棄物の再利用、準備とリサイクル目標の義務化を検討することとしている。「⑥グリーンウォッシュ規制」については、真に持続可能な繊維のための環境に関する主張の信頼性確保のため、「グリーンウォッシュ」と呼ばれる消費者に対して誤認を与える環境主張を規制することとしている。

13 訳文については、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）「欧州委、持続可能な繊維戦略を発表、ファストファッションは時代遅れと批判」（2022 年 4 月）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/04/a5dc1b749bd99990.html> を参考とした。

14 再生プラスチックの利用率や易リサイクル性等に応じて徴収費用を変える手法。

欧州繊維戦略で提言された具体的な取組に関しては、すでに個別政策が動き出している。例えば、現行の「エコデザイン指令」を改正する形で 2024 年 5 月に欧州理事会にて採択された ESPR において、新たに衣服・履物が対象製品に追加された。ESPR では、欧州繊維戦略における①エコデザインの要件化、②「デジタル製品パスポート」の導入による環境面での情報提供の義務化、③過剰生産・過剰消費からの脱却、④未使用繊維製品の廃棄抑制等が規定されている。①エコデザインの要件化については、エネルギー効率に加えて、耐久性、信頼性、再利用性、更新可能性、修理可能性、リサイクル可能性、懸念すべき物質の有無、リサイクル材の含有量、炭素・環境フットプリント等の持続可能性要件が追加される¹⁵。また、持続可能性要件に関する情報については、「デジタル製品パスポート」を通じて、消費者へ情報提供することも求められる。

ESPR では、未利用繊維製品の廃棄禁止も規定された。具体的には、事業者は売れ残った商品について、廃棄した商品の数量とその理由を毎年報告しなければならない。施行 2 年後からは、売れ残った衣料品や衣料用付属品、履物を対象に未使用製品の廃棄が禁止される。小規模企業（Small and micro companies）は禁止規定の適用が除外されるほか、中規模企業（medium size companies）に対しては、施行から 6 年間の猶予期間が認められる¹⁶。

環境配慮に関する情報開示についても、制度整備が進展している。2023 年 1 月、非財務情報開示指令（NFRD）を改組する形で、「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）」が発効した。CSRD の特徴として、「ダブル・マテリアリティ」原則の明確化がある。「マテリアリティ」とは情報開示を行う際の評価軸のことであり、TCFD 提言においては、気候関連の課題が「企業の財務に影響を与えるかどうか」という、「ファイナンシャル・マテリアリティ」が重視されてきた。これに対し CSRD は、「自社の活動が環境・社会に影響を与えるか」という、「インパクト・マテリアリティ」も用いることとしている。これにより、企業の事業活動がサステナビリティに与える影響（外部影響）と、サステナビリティ課題が企業の業績に与える影響（内部影響）の両方に焦点を当てる「ダブル・マテリアリティ」の原則が明確化された¹⁷。

また、情報開示の項目についても特徴がある。CSRD は、「欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）」に則った報告を義務付けているが、ESRS では、2 つの横断的基準と、環境・社会・ガバナンスからなる 10 項目の基準について、それぞれ開示することを求めている。環境分野だけでも、気候変動、空気・水等の汚染、水資源、生物多様性、循環経済等の複数の開示基準が設定されている。この他にも、EU 指令としては初めて、サステナビリティ報告に対する第三者による保証を義務付けている等が特徴的である。CSRD は、EU 域内のすべての大

15 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）「EU、エコデザイン規則案で政治合意、未使用繊維製品の廃棄禁止へ」（2023 年 12 月）。<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/12/ed09003e4ac32460.html>

16 European Parliament「Deal on new EU rules to make sustainable products the norm」。<https://www.europarl.europa.eu/news/en/pressroom/2023/1204IPR15634/deal-on-new-eu-rules-to-make-sustainable-products-the-norm>

17 European Commission「Sustainable finance package」。https://finance.ec.europa.eu/publications/sustainable-finance-package_en

企業、EU 域内市場に上場している中小企業、一定の要件を満たす EU 域外の大企業に対して段階的に適用され、適用対象は約 5 万社にも上ると予測されている。

【図 10】NFRD と比較した CSRD の特徴

	NFRD	CSRD
適用範囲の拡大	大規模な公共関心事業体（PIEs）に限定 適用対象企業：約11,000社 	EU内の全ての大企業および EU市場に上場している中小企業に適用 適用対象企業：約50,000社 
ダブルマテリアリティの原則の導入	「ダブルマテリアリティ」の考え方は採用していたものの、曖昧な要求であったため、適切に対応しない企業も散見	企業の活動がサステナビリティに与える影響（外部影響）と、サステナビリティ問題が企業の業績に与える影響（内部影響）の両方に焦点を当てる「ダブルマテリアリティ」の原則を明確に導入 
開示の詳細度	ビジネスモデル、ポリシー、ポリシーの結果、リスクマネジメントプロセス、KPIなど開示要求していたものの、開示の具体的内容について要求されていない	ビジネスモデル、戦略、ポリシー、リスクマネジメントプロセス、およびサステナビリティに関連する主要なKPIなど詳細な情報提供を要求 
第三者による保証の要求	監査法人などが非財務情報の開示を確認することを求める程度で、第三者保証の要求は無し	サステナビリティ報告に対する第三者による保証を義務付ける最初のEU指令 
デジタル化とアクセスの向上	開示箇所はマネジメントレポート内での開示を原則としつつ、マネジメントレポート内で開示箇所を提示する場合は、異なる媒体での開示も容認	報告された情報のデジタル形式での提出を要求 情報はタグ付けされ、EUが創設を検討している企業の財務・サステナビリティ情報のプラットフォームに集約される予定 

出典：European Commission「Sustainable finance package」（https://finance.ec.europa.eu/publications/sustainable-finance-package_en）より株式会社日本総合研究所作成

消費者等における環境意識の高まりに伴い、消費者に対して誤認を与える環境主張である「グリーンウォッシュ」が問題となりつつある。2022 年頃より、企業が訴訟を提起されたり、行政機関から摘発されたりする事案が発生している。こうした中、EU では、包括的に「グリーンウォッシュ」を規制する制度的枠組の整備が開始されている。2024 年 2 月、欧州委員会は「不公正取引指令（UCPD）」を改正し、「環境主張に関する共通基準を設定する指令（グリーン・クレーム指令）」¹⁸を採択した。「グリーン・クレーム指令」は、企業が満たすべき環境主張の最低要件を導入し、グリーンウォッシュの防止を目指すものである。消費者に、企業が自社の製品・サービス・組織が「環境に優しい」ことをラベリングする場合には、消費者に誤認を与えないよう、科学的根拠に基づき立証されたものであること、適切な比較がなされていること、第三者の検証を受けたものであること等について、二次元コード等を用いて消費者へ詳細な内容の開示をするよう定めている。

さらに、欧州委員会は、このような制度的枠組を用いて効果的に環境配慮の取組を進めていくため、ステークホルダー、業界団体、NGO、行政機関等と「繊維製品のエコシステムのための Transition pathway（TPTE）」を策定し、2023 年 6 月に公表した。TPTE は、8 つのブロックから構成され、環境とデジタルへの

18 European Commission「Green Claims」。

https://environment.ec.europa.eu/topics/circular-economy/green-claims_en

移行や、繊維エコシステムの長期的な回復力と競争力をサポートするための、50 の具体的なアクションが記載されており、誰がいつまでにどのようなアクションを開始すべきかを定義している¹⁹。

3-2. フランスにおける政策動向

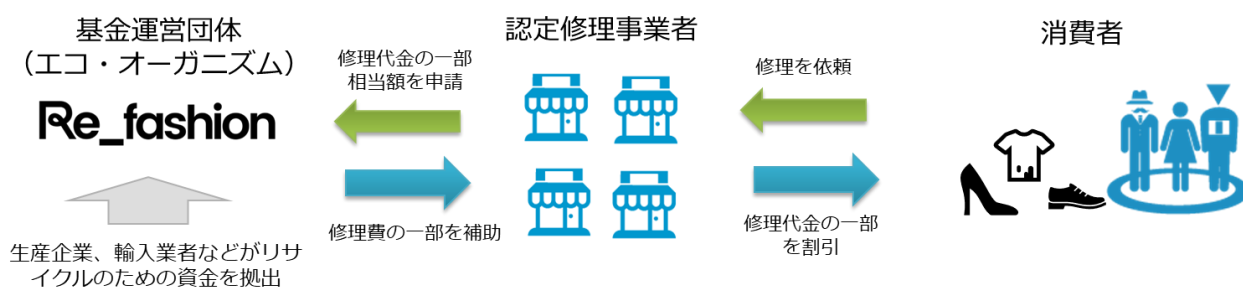
繊維産業のサステナビリティ推進が進展する欧州において、特に先進的な取組を行っている国がフランスである。フランスでは、2020 年 2 月に施行された「廃棄物と循環経済との闘いに関する法律」（AGEC 法）に基づき、繊維製品の環境負荷の低減に向けた取組が進展している。AGEC 法第 35 条では、2022 年 1 月 1 日以降、繊維製品の売れ残り商品の廃棄禁止と、再利用やリサイクル、寄付を行うことを企業に義務付けている。義務違反の際の罰金は 1,500 ユーロとなっている²⁰。

AGEC 法では、拡大生産者責任の考え方も導入されている。AGEC 法では、拡大生産者責任の枠組の中で、国がリサイクルや廃棄物の管理を行う「エコ・オーガニズム」と呼ばれる非営利団体を規定し、エコ・オーガニズムに対し、生産者や輸入業者が支払うリサイクルのための拠出金を基に、修理促進のための基金の立ち上げを義務付けている。この基金によって、エコ・オーガニズムである「Refashion」が運営する衣料品・靴の修理費用を支援する制度が 2023 年 10 月より開始している²¹。リペアによる長期利用を消費者に奨励し、修理される衣料品・靴の量を 2028 年までに 35%へ引き上げることを目指している。

【図 11】フランスの衣料品・靴の修理費用の支援制度のスキーム

修理費用支援制度の概要・スキーム

- 実施・運営主体：Refashion（衣類・靴・リネンのエコ・オーガニズム）
- 予算額：1億5,400万ユーロ（2023～2028年の5年間）
- 補助額：修理の複雑さにより6～25€（靴のかかと修理（7€）、靴の裏地張り替え（25€）等）



19 European Union 「Transition pathway for the textiles ecosystem」。

<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/6392f189-0416-11ee-87ec-01aa75ed71a1/language-en>

20 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）「循環経済法が 2 月に施行、循環経済型社会へ大きな一歩（フランス）」（2020 年 6 月）。

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2020/0601/d20d98ef8e3131f1.html>

21 ReFashion ホームページ。 <https://refashion->

[fr.translate.goog/pro/fr/r%C3%A9parateur?_x_tr_sl=fr&_x_tr_tl=ja&_x_tr_hl=ja&_x_tr_pto=sc](https://refashion-fr.translate.goog/pro/fr/r%C3%A9parateur?_x_tr_sl=fr&_x_tr_tl=ja&_x_tr_hl=ja&_x_tr_pto=sc)

また、AGEC 法に基づいて制定された「廃棄物を発生させる製品の環境に関する品質と特性に関する消費者への情報提供の義務に関する政令（2022 年 4 月 29 日付政令第 2022-748 号）」では、消費者への情報提供と、グリーンウォッシュが疑われる曖昧な表現の禁止が規定されている。消費者への情報提供については、リサイクル素材の利用率、リサイクルの可能性、トレーサビリティ、マイクロプラスチックファイバーの含有等に関する情報開示が義務化されている。2023 年 1 月 1 日より施行され、年間売上高と商品の市場投入数を基準として、対象となる企業が段階的に拡大されていく予定である。また、グリーンウォッシュが疑われる環境主張を禁止するため、「生分解性」「環境に優しい」といった表現や、これに類する表現を記載したラベリング・表示も禁止されている。

さらに、2024 年 3 月には、「繊維産業の環境への影響を軽減することを目的とした法律案（2024 年法第 2129 号）」²²が国民議会へ提出された。同法案は、消費をあおる低価格を記載した広告（デジタル、SNS を含む）を禁止し、違反した場合には 1 製品あたり最大 10 ユーロの罰金が科されることとされており、フランスにおいても急速に市場が拡大しているウルトラファストファッションに対して規制を行うものとなっている。

3-3. 我が国における政策動向

我が国においては、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「循環型社会形成推進基本計画」²³が定められており、繊維製品を含む資源循環の制度的枠組のひとつとなっている。循環型社会形成推進基本計画は、概ね 5 年ごとに見直しを行うものとされている。現行の「第四次循環型社会形成推進基本計画」は、2018 年 6 月 19 日に閣議決定されており、2024 年 6 月現在、中央環境審議会循環型社会部会において、循環型社会形成推進基本計画の見直しが行われている。次期（第 5 次）計画（案）では、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の対象製品のひとつとして、繊維製品（ファッション）が挙げられている。

また、2023 年 3 月にとりまとめられた「成長志向型の資源自律経済戦略」²⁴においても、衣類・繊維の分析が行われており、特に、トレーサビリティデータの取得が目指すべき方向性として取り上げられている。

このように、国内外を問わず、繊維産業を含む産業全体において、環境配慮の取組が進んでいる。引き続き、欧州、フランスに代表される先駆的な取組を行っている海外の動向を注視しつつ、経済産業省等においては、各国政府とも連携し、国内における制度検討を行っていくべきである。また、産業横断的な資源循環等の取組にお

22 Assemblée nationale ホームページ。https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/16/dossiers/impact_environnemental_industrie_textile なお、2024 年 6 月 1 日現在、国民議会（下院）を通過し、上院にて審議中。上院で法案が可決されれば、2025 年 1 月に施行される予定。

23 環境省「循環型社会形成推進基本計画」。<https://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html>。

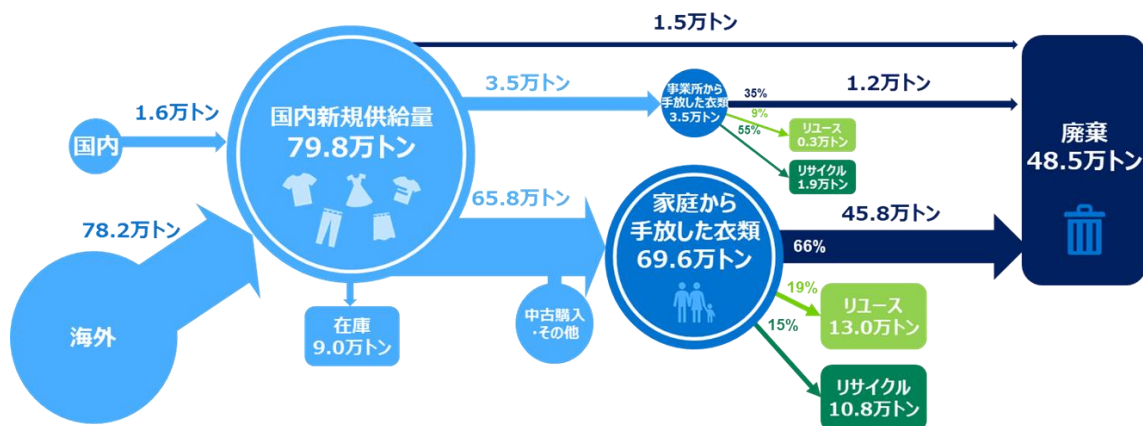
24 経済産業省「成長志向型の資源自律経済戦略」（2023 年 3 月）。
<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230331010/20230331010-2.pdf>

いても、繊維産業が他産業に先立って取り組めるよう、政府内の連携を進めて行くべきである。例えば、「資源の有効な利用の促進に関する法律」等の関連法制での対応も検討しつつ、繊維産業におけるサステナビリティの強化に取り組んでいくことが期待される。

4. 環境配慮等のサステナビリティへの対応

繊維産業におけるサステナビリティへの対応については、資源循環等の環境負荷低減の取組が不可欠である。我が国の衣料品のマテリアルフローにおいて、家庭や事業所から手放された衣料品のうち、廃棄されるものは48.5万トンにも上る²⁵。こうした廃棄される衣料品を活用し、再び繊維粗原料として有効活用することができれば、衣料品の製造と廃棄の両方に係る環境負荷を一度に低減させることができるため、資源循環は繊維産業におけるサステナビリティへの対応として有効な手段であるといえる。

【図 12】2022 年における衣類のマテリアルフロー



出典：株式会社矢野経済研究所「環境省 令和4年度循環型ファッションの推進方策に関する調査業務」（2023年3月）。

我が国では、家庭から出る一般廃棄物の処理責任を有する市町村が手放された衣料品を回収することになるが、回収・分別事業者が近隣に存在しない等の理由から、人口ベースで約4割の自治体で衣料品の回収ができていない状況²⁶であり、回収量拡大に向けた環境の整備が必要である。また、手放された衣料品の資源循環に関する取組については、民間で複数の先行的な事例²⁷があるものの、繊維製品は複数の素材で製造された製品が多いこと等の理由により、技術・コスト的制約から限られたリサイクル方法しかないため、現状においては、十分に有効活用されているとは言えない状況である。特に、繊維から繊維への水平リサイクルは、技術的制約が顕著であることから、わずかな量しか行われていない。さらに、製造工程における環境配慮設計の促進や、環境に配慮された商品の普及に向け、企業、投資家、消費者等のステークホルダーの意識醸成が重要である。

25 株式会社矢野経済研究所「環境省 令和4年度循環型ファッションの推進方策に関する調査業務」（2023年3月）。https://www.env.go.jp/policy/sustainable_fashion/goodpractice/case26.pdf

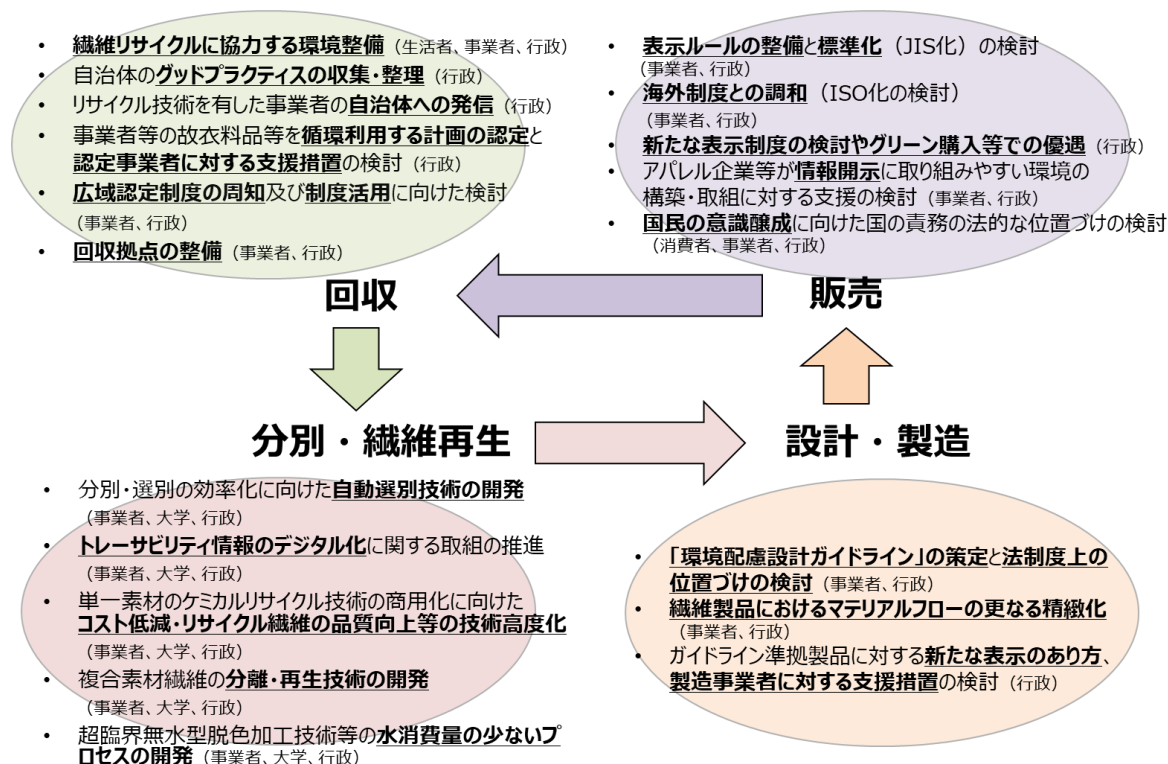
26 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」（2021年）。

27 例えば、株式会社オンワード樫山では、店頭や催事等で衣料品を回収し、自社のリユース専門店での再販売や、毛布や軍手等で再利用する「オンワード・グリーン・キャンペーン」を実施している（出典：経済産業省「第2回繊維製品における資源循環システム検討会」資料4 株式会社オンワード樫山提出資料（2023年2月））。

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/resource_recycling/pdf/002_04_00.pdf

こうした状況を踏まえ、「回収」「分別・再生」「設計・製造」「販売」の4つのフェーズにおいて、繊維製品の資源循環システムの構築に向けた課題の整理と取組の方向性が、2023年9月に「繊維製品における資源循環システム検討会」報告書²⁸においてとりまとめられた。繊維産業小委員会では、同検討会でとりまとめられた取組の方向性に基づき、2030年に向けて取り組むべき具体的な政策について審議した。

【図13】「繊維製品における資源循環システム検討会」報告書でとりまとめられた取組の方向性



4-1. 衣料品の回収量の増加に向けた制度整備

手放された衣料品の「回収」について、家庭から手放される一般廃棄物については、市町村に処理責任がある。一般廃棄物に該当する故衣料品を収集・運搬するには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」²⁹に基づき、市町村長の許可を受けなければならないが、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（いわゆる「専ら物」）のみの収集又は運搬を業として行う者はこの限りではない、とされている。この解釈について、廃棄物処理法の制定時には、繊維製品ではすでに、反毛や油を拭くためのウエスへの再生利用を行う事業

28 繊維製品における資源循環システム検討会「繊維製品における資源循環システム検討会 報告書」（2023年9月）。
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/resource_recycling/pdf/20230928_1.pdf

29 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第七条一項

一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（略）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

者が存在しており、昭和 46 年の通達において、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のひとつとして「古繊維」が規定されていたことから、一般廃棄物についても古繊維を収集・運搬する際、それが再生利用される場合は、許可は不要となっている³⁰。

一方で、廃棄物処理法及び通達が制定された当時は、ウエスへの再生利用が容易であった天然繊維が繊維製品の主であったが、油を吸わない化学繊維が普及すると、故衣料品の一般的なウエスへの再生利用は困難となった。化学繊維については、再生利用が可能か否かの判断が分かれることから、「専ら物」として収集・運搬業許可を不要とできるか否かの判断も、回収を行う自治体と処理を行う自治体とで分かれる場合がある。

また、市町村は不法投棄や不適正な処理を防ぐ必要があるため、市町村が古繊維を「専ら物」として、収集・運搬業許可を不要とできる場合は、その受け入れ先があり、かつ、再生利用できる技術がある場合に限られる。したがって、再生利用の技術を有した処理事業者が近隣に存在しない等の事情も、自治体による衣料品回収が難しい要因となっている。

このことから、「繊維製品における資源循環システム検討会」報告書では、資源循環を円滑化するための「専ら物」の取扱に関しては、自治体が再生利用可能か否かを判断しやすくなる環境を整備するため、環境省において、「自治体や事業者のグッドプラクティスを収集・整理することや、故繊維の再生利用に関する技術を有した事業者を自治体に向けて発信する仕組みの整備を行う」³¹とされた。

そうした中、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進することを目的として、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が第 213 回通常国会で成立した。同法は、①再資源化事業等の高度化を促進するための基本方針の策定や、②資源循環産業全体の底上げを図るための、再資源化事業等の高度化の促進に関する廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項の策定・公表、③先進的な再資源化事業等の高度化の取組を環境大臣が認定する制度を創設、及び認定の効果としての廃棄物処理法の特例の措置、等の内容を含んでいる。

このような施策を推進することにより、自治体や事業者による衣料品回収への参画を促し、また、消費者における衣料品回収の意識醸成を図ることで、家庭から廃棄される衣料品の削減を図っていく。具体的には、2030 年度時点において、家庭から手放される衣料品のうち、廃棄されるものを 2020 年度比で 25%（約 12 万トン）削減する。

30 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和 46 年 10 月 16 日環整 43 号）

(2)産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。

31 繊維製品における資源循環システム検討会、再掲、22 ページ。

4-2. 資源循環システム構築に資する技術基盤の整備

手放された衣料品の「分別・再生」に関しては、特に廃繊維から繊維の粗原料を生成し、再資源化を図る「繊維 to 繊維リサイクル」の実現に向けて、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）における先導研究プログラムを中心に、企業において技術開発等が加速している。従来、リサイクルポリエステル繊維の大部分は、回収されたペットボトルを原料として製造されていたが、近年、ペットボトルからペットボトルへの水平リサイクル（ボトル to ボトル）の取組が広がっており、リサイクル繊維の事業者からは「リサイクル用の回収ペットボトルが取り合いになっている」との声も寄せられている。実際に、ペットボトルのリサイクル後の用途は、2006 年度は約 52%を繊維向けが占めていたが、2022 年度には約 21%まで減少している³²。このように従来、リサイクル繊維原料として使用されていた回収ペットボトルについては、別用途での需要が増加している。手放される衣料品の廃棄量削減と同時に、環境に配慮した繊維粗原料の安定的供給のためにも、繊維製品の水平リサイクルによるクローズドループの構築は必要不可欠であり、こうした取組の進捗による繊維製品の資源循環システム構築への寄与が期待されている。具体的には、以下の取組が進展している。

1) 副資材の除去や選別の自動化

今後、自治体等による故衣料品の回収体制のさらなる整備等により、現状より多くの故衣料品が故繊維事業者等に集められることも想定される。現在、回収事業者においては、故衣料品のリユースやリサイクル等に応じた分別や素材ごとの選別が手作業で行われているため、「繊維製品における資源循環システム検討会」報告書では、「そうした分別・選別を効率化させるための自動選別技術の開発を産学官が連携して取り組むべきである」³³とされた。

自動選別を効率的かつ正確に行っていくためには、故衣料品の繊維組成が予め判明していることも重要であることから、将来的には、トレーサビリティ情報のデータ管理技術の活用も必須になると考えられる。また、サプライチェーンの各プロセスでトレーサビリティ情報の登録・取得を行うにあたり、RFID は有効な手段のひとつである。1 つずつ読み込みが必要なバーコードや二次元コードと比較して、RFID は複数の製品を一括で読み取ることができるため、サプライチェーンの各プロセスにおける登録・取得作業の効率化が期待できる。さらに、読み取る際に RFID そのものを視認する必要がなく、印字消えによる選別不可の防止や、人による分別作業の効率化・ソーター等による自動選別も可能という利点もある。一方で、RFID を衣料品に取り付けた場合、洗濯等での耐久性やコストが課題となるため、RFID の活用にあたっては、今後の技術開発（耐久性、着心地・意匠性等）や普及状況（低価格化）の結果等を踏まえてメリット・デメリットを適切に評価する必要がある。

こうしたトレーサビリティ情報のデジタル化や、効率的な選別のための RFID の活用可能性については、経済産

32 日本容器包装リサイクル協会 ホームページ。

https://www.jcpa.or.jp/recycle/related_data/tabid/501/index.php#Tab501

33 繊維製品における資源循環システム検討会、再掲、26 ページ。

業省国際標準化事業にて「IC タグ活用による衣料製品でのトレーサビリティ情報のデジタル化に関する標準化調査」が 2023 年度に実施された。

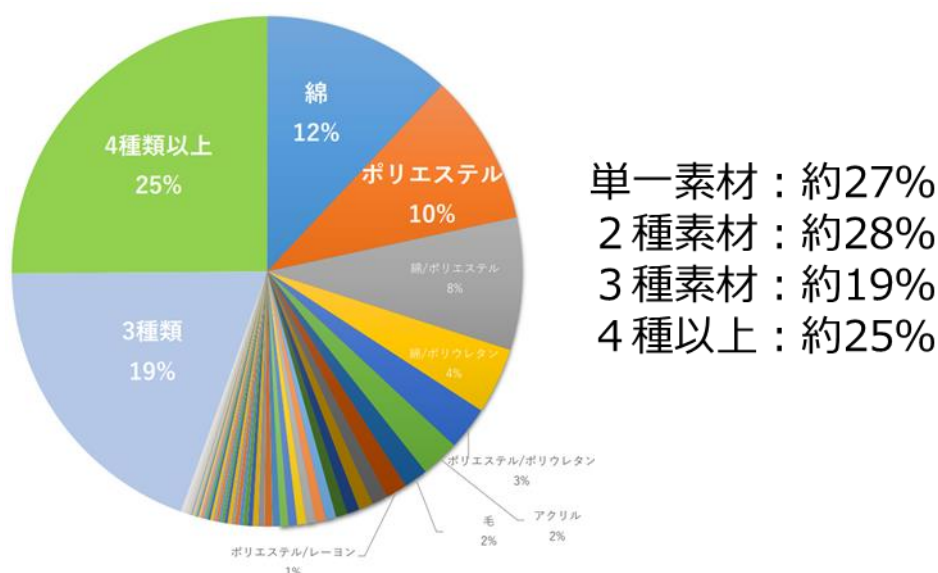
また、回収された繊維製品の再利用用途の判別技術や構成素材・附属品の識別技術等も開発を進めることで選別の効率化を図る。2023 年度から行われている NEDO エネルギー・環境新技術先導研究プログラム「繊維製品の資源循環のための選別・分離技術の研究開発」においては、繊維製品外観の高速判別技術の研究開発、附属品・構成素材の詳細識別技術の研究開発が行われており、今後の取組の進捗が期待される。

こうした取組により、トレーサビリティ情報やデータキャリアの標準化と、それを活用した選別技術の向上により、将来的には EU のデジタル製品パスポートに代表される繊維製品の情報管理と、それを活用した効率的な選別のルールメイキングを進めていく。

2) 複合素材繊維の分離・再資源化

現在我が国で手放される衣料品のうち、約 7 割は混紡・混織等の複合素材繊維となっている³⁴。これは、複数の異なる繊維種を用いて紡績・製織することで、速乾性や吸水性、通気性といった機能性を向上できるためである。他方、現状の廃繊維の再資源化については、繊維粗原料へと再生させる場合、単一の素材でしか技術が確立していない。従って、こうした複合素材繊維を再資源化する場合、構成する繊維種ごとに単一素材に分離することが不可欠となる。しかし、現状のリサイクル技術では、そうした分離は技術的・コスト的課題により困難となっている。

【図 14】手放された衣類の素材別割合（行政回収）



出典：環境省（ナカノ株式会社協力）調べ。
調査期間：2022年12月7日～2023年1月13日 計20日間
調査量：3479kg 神奈川・東京・静岡の行政回収品から単一素材、2 種素材、3 種素材をそれぞれ調査、4 種以上は一括り

34 環境省（ナカノ株式会社協力）調べ。

こうした問題点を解決するため、2023 年度から行われている NEDO エネルギー・環境新技術先導研究プログラム「繊維製品の資源循環のための選別・分離技術の研究開発」においては、目的繊維成分抽出のための不純物除去技術の開発等が行われている。現状の技術的課題については、複合素材繊維からの化学繊維の分解や加工剤・染料の除去、分離に使用するイオン液体の再利用等がある。こうした課題の解決にあたっては、メカニカルリサイクル技術やケミカルリサイクル技術といった既存の技術の高度化に加え、バイオ技術を活用した新たなリサイクル技術を開発することで、複合素材繊維の分離・再資源化を促進させることが期待される。

3) リサイクルプロセスの環境負荷低減

廃繊維をリサイクルプロセスに投入する前処理プロセスとして、選別・分離に係る技術開発は重要であるが、同時にリサイクルプロセスにおける環境負荷も低減させていくことで、環境配慮性能をさらに向上させることも重要である。例えば、繊維製品は染色・脱色工程における水資源やエネルギーの消費が大きいことから、リサイクルにおける脱色については、極力こうした環境負荷を低減させることが望ましい。この点、2022 年度から行った NEDO 先導研究プログラム「無水・CO₂ 無排出染色加工技術の開発」にて開発した、超臨界二酸化炭素による無水染色技術を応用した脱色技術等の活用により、脱色時の溶媒として水を使用しないことで、リサイクルプロセスにおける水・エネルギーの消費を低減することが可能である。

また NEDO エネルギー・環境新技術先導研究プログラム「植物由来繊維資源循環プロセスの研究開発」では、綿等の植物由来繊維に関して、イオン液体（低融点溶融塩）によるセルロース溶解を活用したケミカルリサイクル技術の開発を行った。この技術開発においては、溶媒となるイオン液体を、セルロースを再生した凝固液から回収・再利用する手法を確立した。イオン液体の使用量を抑えて低コスト化するとともに、二酸化炭素排出・水資源使用量をバージン綿使用時の 1 割程度に抑え、リサイクル時の環境負荷をさらに低減させることが可能となった。

このような技術開発等を引き続き推進していくことで、手放された衣料品の再資源化を促進する。廃繊維の活用方法として、繊維製品という新たな可能性を広げていくことで、衣料品の回収量をさらに増大させ、消費者等の行動変容を促す、という好循環を創出することが可能となる。具体的には 2030 年度において 5 万トンの廃繊維を原料として、リサイクル繊維を生産できる体制を構築することを目標とする³⁵。

4－3．繊維製品における環境配慮設計の推進

繊維産業は、「設計・製造」の工程において、特に温室効果ガスの排出や水の使用量等の観点から、環境負荷の高さが指摘されている。海外市場、特に EU においては、ESPR 等の法制において、エコデザイン要件が規定されていること等から、ハイブランドを取り扱う国際的なアパレル企業等を中心として、リサイクル繊維等の環境

35 繊維製品における資源循環システム検討会、再掲、14 ページ、株式会社矢野経済研究所、再掲等より、2030 年度において繊維 to 繊維リサイクルで処理すべき回収衣料品は約 5 万トンと導出した。

配慮素材の需要が強まっている。すでにそのような企業等からの求めにより、我が国の繊維産業においても環境配慮設計が必要となり始めている。よって、今後我が国の繊維産業が国際的な競争力を維持・強化していくためにも、我が国の繊維産業における、一層の環境配慮設計の普及が必須である。

繊維製品の「設計・製造」における環境配慮等に関する表示ルールや評価手法は未整備であったため、「繊維製品における資源循環システム検討会」報告書では、「繊維・アパレル産業が連携し、環境に配慮した製品設計の基となる『環境配慮設計ガイドライン』の整備が重要」³⁶とされた。こうした背景から、リサイクルを含めた環境配慮型の衣料品の「設計・製造」を図るため、産学官の有識者の協力の下に、「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン（繊維環境配慮設計 GL）」³⁷が 2024 年 3 月に策定された。

繊維環境配慮設計 GL は、JISQ62430：2022（環境配慮設計－原則、要求事項及び手引き）に基づいて、国内の繊維製造等事業者が、繊維製品の環境配慮設計項目及び評価基準等を勘案し、環境配慮設計を推進できるように作成されている。環境配慮設計項目は、繊維製品のライフサイクルの各段階で設定し、環境配慮設計項目ごとに事業者への調査や ESPR 等、海外調査や他産業の動向を踏まえ、評価基準及び評価方法を設定した。

【図 15】繊維環境配慮設計 GL の評価項目の例

環境配慮設計項目	評価基準	評価方法
1. 環境負荷の少ない原材料の使用	・廃棄物抑制の目標を設定しているか	・裁断時の廃棄物を最小化するデザイン・部品（パーツ）の採用や廃棄物の再利用など
2. GHG排出抑制、省エネルギー	・廃棄物の量を把握しているか	・工程廃棄物の削減（JISQ62430）
	・廃棄物の発生を抑制する取り組みをしているか	・未使用製品の廃棄禁止（EU）
	・製品に使用されるパーツの数を減らし廃棄物量を削減しているか	
3. 安全性への配慮	・廃繊維の有効活用を行っているか	
	・適量生産により製品の量を抑制しているか	使用者がリペア・リユースしやすい環境になっているか（受け入れ先があるか）
	・適正な在庫管理により製品の量を抑制しているか	・リペア・リユースの可能性
4. 水資源への配慮	・ファッショントレンドの把握などによる在庫量の削減に取り組んでいるか	・リペア・リユースの受け入れ先の妥当性（自社、委託など）
	・リサイクルを妨げる物質を使っていないか	・リペア・リユースによる廃棄物の抑制量の推移
5. 廃棄物の抑制	・廃棄物の発生を抑制する取り組みを情報開示しているか	
6. 包装材の抑制	・リペア・リユースの方針や目標は設定しているか	・衣料品のコンポーネントと材料を識別するためのコンポーネントと材料の標準区分の使用（EU）
	・事業者がリペア・リユースを実施しているか	・衣料品の特定のコンポーネントの非破壊的な分解と再組み立てを容易にする設計手法の使用（EU）
	・使用者がリペア・リユースしやすい環境になっているか（受け入れ先があるか）	・破損しやすい部品には（交換を容易とする上で）標準的な部品を採用（EU）
7. 繊維くずの発生抑制	・使用者が製品を持ち込みやすい方法になっているか	・衣料品における互換性のある部材の使用（EU）
	・回収基準はあるか	
8. 長期使用	・リペアしやすい商品設計となっているか	
	・リペアキットなどは販売されているか	・従来品とのリサイクルしやすいパーツの全体割合
	・再生衣料品に対する保証はされているか	・手作業で分別・解体しやすいの検証
9. リペア・リユースサービスの活用	・リペア・リユースの実施について使用者へ周知されているか	・従来との素材の種類の数の比較検証
		・分解を考慮した設計による構成部品及び材料の再利用及びリサイクル可能性の拡大（JISQ62430）
10. 易リサイクル設計	・易リサイクル設計に関する方針や目標を設定しているか	・製品の耐用年数終了時に容易にリサイクルできるような設計（EU）
	・リサイクルしやすい設計になっているか（簡単に取り外せるかなど）	
	・部品（パーツ）の共有化が図られているか	
11. 繊維製品のリサイクル	・素材が統一されているか（ボタンやファスナーなど）	
	・容易にリサイクルできることを情報開示しているか	
	・再生資源（リサイクル材料）利用の方針、目標は設定しているか	・年間再生資源の使用率の比較
	・再生資源を使用しているか	・再生資源の混用率 リサイクル繊維の含有量
	・再生資源をどのくらい使用しているか	・繊維製品と廃物に含まれるリサイクル含有量（EU）
	・再生資源利用促進活動を実施しているか	
	・品質基準はあるか（品質は確保されているか）	・品質確保のための各種試験（耐久性、伸縮性など）の実施
	・どのような再生資源であるか確認しているか	・従来同等品と品質比較検証
	・再生資源の使用を情報開示しているか	・品質基準の有無、品質基準に対する各種試験（耐久性など）の実施

36 繊維製品における資源循環システム検討会、再掲、29 ページ。

37 経済産業省「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」（2024 年 3 月）。

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/textile_nw/pdf/009_05_02.pdf

現在、繊維環境配慮設計 GL の普及に向け、繊維産業のサプライチェーンを支える中小企業だけでなく、ファッションを学ぶ学生等に対しても積極的に紹介する等の取組を進めている。今後は、我が国の繊維企業の国際競争力の維持・強化につながるよう、欧州等との制度調和を見据えながら、環境配慮設計の JIS（国内規格）・ISO（国際規格）化を加速させることが重要である。まずは 2024 年度より JIS 原案の策定を開始し、並行して 2026 年より ISO への提出を目指すべきである。

あわせて、繊維環境配慮設計 GL に基づいて設計された繊維製品の国内での普及を図るため、民間需要に先駆けて政府調達における取組を推進する。具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の特定調達品目における対応を検討し、需要創出に向けた取組を順次開始する。

なお、繊維環境配慮設計 GL については、今後も必要に応じて見直しを図っていくことが必要である。特に、環境配慮設計項目ごとに要求されるスペックや評価方法としての標準的共通指標の策定や、ESPR 等の海外法制の整備状況を踏まえた対応を行っていく必要がある。

繊維環境配慮設計 GL が企業において使われやすくなるための取組も重要である。繊維環境配慮設計 GL に基づいて設計された繊維製品を適正に評価するために、ライフサイクルアセスメント（LCA）やカーボンフットプリント（CFP）に関する算出・評価のための手順書を整備するほか、大学や試験研究機関等における人材育成、技術指導支援を推進することが必要である。

こうした取組を踏まえ、2030 年度においては、繊維環境配慮設計 GL に記載された環境配慮項目に則って事業活動を行う繊維・アパレル企業を全体の 80%まで拡大させることを目指す。

4－4．情報開示の推進とグリーンウォッシュへの対応

環境に配慮された製品を普及させていくためには、製品の「設計・製造」段階での環境配慮設計の促進と並んで、製品の「販売」を担うアパレル企業等における、消費者等への環境配慮情報の開示も重要である。

この点、欧州では、CSRD 等のサステナビリティ情報の開示枠組の整備に先駆けて、アパレル企業等においても環境配慮に関する消費者への情報開示等の取組が加速している。我が国でも、一部の先進的な企業において取組が始まっているものの、今後一層の取組の強化が必要である。こうした点を踏まえ、「繊維製品における資源循環システム検討会」報告書では、「トレーサビリティの確保や情報開示について、アパレル企業等が取り組みやすい環境の整備について検討するべきである。」³⁸とされた。

38 繊維製品における資源循環システム検討会、再掲、32 ページ。

このため、2024 年には「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン」を策定し、我が国のアパレル企業等での情報開示が行われやすい環境を整備していく。繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドラインは、国際的な開示枠組や繊維・アパレル産業の現状を踏まえ、開示に係る考え方や、特に開示が期待される項目を記載している。

また、情報開示を推進していくためには、企業におけるグリーンウォッシュのリスクを排除し、企業が安心して環境訴求できるようにすることが重要である。我が国では、繊維環境配慮設計 GL に基づき設計・製造された製品について、準拠性を確認できる仕組みとして、専用の表示方法（マーク）や、我が国において第三者機関による評価を行う仕組の構築等の検討を行い、ガイドライン準拠製品の信頼性を確保していく。また、2021 年度より経済産業省の国際標準化事業「環境配慮型繊維製品に関する JIS 開発」において、リサイクル化学繊維・バイオマス化学繊維といった環境配慮型繊維の仕様や表示方法を定めた JIS 原案が検討されている。こうした制度等を確立することで、企業が適切な環境主張を行える土壌を整備する。

フランスにおいては、トレーサビリティ情報等の開示が義務付けられている中、我が国においてトレーサビリティ情報を開示していくためには、アパレル企業等によるサプライチェーンの「見える化」が重要である。したがって、今後は、アパレル企業のみならず、そのサプライチェーン上に存在する中小企業等や商社・卸事業者等においても取り組んでいただく。そのためには、開示に係るコスト負担に関する価格転嫁等の負担軽減にも努めていく必要がある。これらの取組を踏まえ、繊維・アパレル業界全体で情報開示を進めていく。まず 2026 年度を目途として、国内の大手アパレル企業における情報開示を徹底し、2030 年度に向けて、国内の主要なアパレル企業における情報開示率を 100%にすることを目指す。

環境に配慮された製品の普及については、企業側の情報開示と同様に、製品を購入する消費者の理解を得て選好していただくことが必要であり、そのためには消費者の意識醸成や行動変容が必要であることから、消費者に対する直接の周知・啓発も重要である。特に、繊維製品を多く消費することが想定される若年層を中心として、取組を強化していく必要がある。

消費者庁の調査によれば、10 代後半から 20 代の若者は、「着なくなった衣服を家族や友人にあげたり、寄附したりしている」、「古着を購入する」といった項目について、全体平均と比べ、高い割合で取り組んでいる³⁹。一方、経済的な理由等で若者は価格の高い環境配慮型製品の購入にためらいがある、という指摘もあることから、さらなる取組の推進が必要である。

この点、消費者庁、文部科学省とも連携し、繊維製品のサステナビリティ推進に係る消費者の行動変容を促していくとともに、消費者教育も推進していく。具体的には、特設サイトや SNS を活用した、「サステナブル・ファッ

39 消費者庁「消費者意識基本調査」（2022 年）。

ション」や「エシカル消費」に係る実践事例等の情報発信を引き続き行うとともに、若年層向けの教材の作成等、若者におけるサステナブル・ファッションに関する意識の向上に向けた取組を検討する。

4－5．適量生産・適量消費に向けた取組の方向性

繊維産業小委員会では、繊維産業におけるサステナビリティ対応に向けた具体的な政策の方向性について議論を行った。その一環として、リペア・リユース等に耐える、上質で長期間の使用が可能な製品や、使用済みの衣料品を活用したリサイクル製品を普及させていくことで、衣料品の適量生産を目指し、大量生産型の産業から脱却していくことが可能となる。

適量生産を促すためには、環境に配慮された繊維製品の設計を行うことと並行して、国内の特色ある事業者の技術に裏付けされた、高付加価値な繊維製品の製造も重要である。海外製品との差別化により、低価格競争を回避することで、そうした製品を適正な価格で販売することが可能となり、我が国の競争力強化にもつながる。

種々の施策を通じて繊維産業におけるサステナビリティ対応を推進していった暁には、まずは 2030 年度において市場供給量を減少に転じさせることが期待される。 2040 年度時点においては、適量生産・適量消費達成を目指していく。そのためにも、企業においてもリペア・リユース等に耐える、上質で長期間の使用が可能な製品や、使用済みの衣料品を活用したリサイクル製品の企画・製造に注力していくことで、適量生産を目指していくことが求められる。この点、短期間での商品展開や、過度に低価格をあおるマーケティング等の特徴を持つ、いわゆる「ウルトラファストファッション」については、我が国においても市場を拡大させつつあることから、環境や人権への影響を精査するとともに、必要な対応を検討する。他方で、「適量」の定義や、高付加価値な繊維製品の製造の推進に向けた取組については、さらなる検討が必要であり、サステナビリティ対応の推進と並行して引き続きの議論をすべきである。

5. 人材確保・取引適正化への対応

5-1. 人材確保に向けた対応

我が国では、少子高齢化の進行等により、引き続き労働人口の減少が続くことが見込まれる⁴⁰。これに対して、一部の繊維産業企業においては、生産プロセスの機械化や IT ツールの導入といった省力化投資による生産性の向上の取組も進めている。また、我が国の繊維産業は、他産業に比べると労働者に占める女性の割合が高く、高齢者も多く活躍している。2023 年においては、繊維産業全体の就業者数は 35 万人、うち女性の就業者数は 21 万人であり就業者数全体の 60.0%を占めている。また、65 歳以上の高齢者の就業者数は 8 万人であり、これは就業者数全体の 22.9%となっている。

しかし、繊維産業の人材不足は深刻であり、その背景には、繊維産業企業が人材不足のより深刻な地方に多く立地しているという理由もある。さらに、少子化に加え、高校卒業後の就学率の上昇により、若年層の人材確保が難しくなってきたといった要因もある。

こうした理由から、繊維産業における日本人の就労者の確保は困難になっている。従って、繊維産業では多くの企業で外国人技能実習制度を活用しており、2023 年末時点においては、繊維産業における技能実習生の受け入れ人数は 2 万 5,650 人となっている⁴¹。今日では、外国人技能実習生が事業所を支えている側面もある。

しかしながら、我が国の繊維産業では、外国人技能実習生の受け入れにあたって、一部の企業において長時間労働や割増賃金の不払い等の法令違反が指摘され、業界全体の評価を下げる一因となっていた。そのため、業界団体である日本繊維産業連盟は、国際労働機関（ILO）の協力を得て、2022 年 7 月に「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」⁴²を策定し、繊維産業における責任あるサプライチェーン管理の取組を強化してきた。さらに、2023 年 9 月からは、同ガイドラインの趣旨を理解し、同ガイドラインに沿って人権尊重の取組を進めることに賛同した事業者に対し、人権配慮の取組内容について「責任ある企業行動実施宣言」⁴³を行うよう働きかけを行い、宣言をホームページで公表する取組を行ってきた。現在では、1,100 以上の企業で宣言が実施されている⁴⁴。

40 総務省、再掲。

41 出入国在留管理庁「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数（令和 5 年末時点）」。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001417482.pdf>

42 日本繊維産業連盟「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」（2022 年 8 月）。

<https://jtf-net.com/news/200220831RBCguideline.htm>

43 日本繊維産業連盟「繊維産業における責任ある企業行動実施宣言」の実施について」（2022 年 9 月）。

<https://jtf-net.com/news/20230901.htm>

44 2024 年 6 月 14 日時点。

このような取組を進めてきた中、2024 年 3 月、繊維業は生産性の向上、国内人材の活用をしてもなお、人手が足りない産業として、特定技能の対象業種に追加されることとなった。今後、即戦力となる特定技能外国人の受け入れにあたり、繊維業は「国際的な人権基準を遵守し事業を行っていること」、「勤怠管理の電子化」、「パートナーシップ構築宣言の実施」、「特定技能外国人の給与を月給制とすること」という 4 つの追加要件を課すこととしており、特定技能制度の適正利用や、受入れ企業における良好な就労環境の整備が望まれる。

この「国際的な人権基準を遵守し事業を行っていること」という要件に関しては、既存の国際認証の取得や第三者監査等を条件とすることとしている。経済産業省は、その選択肢のひとつとして、「Japanese Audit Standard for Textile Industry(JASTI)」（仮称）を策定する予定である。JASTI（仮称）は、繊維産業における責任ある企業行動ガイドラインや、主要な国際イニシアチブ・国際認証等をもとに、我が国の繊維産業の実態を踏まえ、整理・公表したものであり、監査要求事項の 84 項目（案）⁴⁵ から構成される。今後、専門家会合等での議論を経て精緻化を行う予定であり、JASTI（仮称）を基にした第三者監査制度の 2024 年度中の運用開始を目指す。

また、世界に目を向ければ、環境配慮・責任あるサプライチェーン管理といったサステナビリティへの対応が必須となりつつある中で、特に欧州等を中心として、サプライチェーンのデュー・ディリジェンスを義務化する動きが進んでおり、これに我が国の繊維産業がしっかりと対応しなければ、ビジネス機会の喪失につながるおそれがある。

このような中で、新たな課題に直面している企業もある。例えば、我が国では、持ち前の技術力を評価され、海外のハイブランドを有する企業等と取引を行っている中小企業がある。こうした企業においては、複数の取引先から、それぞれ異なる国際認証等の取得を求められ、また企業によって異なる基準の監査を受けることがある。この場合、監査対応に何日も要することに加え、外国語対応、多額の監査費用の負担等が生じてしまう可能性がある。こうした中小企業等における責任あるサプライチェーン管理のための過度な負担の増大、いわゆる「監査疲れ」問題は、企業の取組を阻害する要因ともなりうるものであり、国際的にも指摘されている。

このような状況を踏まえ、今後、JASTI（仮称）の活用・普及を図ることが、監査への対応コスト等の低減にもつながるよう、将来的な認証制度等の確立や既存の国際認証等との相互承認等も視野に、継続的に検討を行っていくことが必要である。

45 第 11 回産業構造審議会 製造産業分科会 繊維産業小委員会資料 3-1（2024 年 4 月）、19 ページ。

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/pdf/011_03_01.pdf

【図 16】JASTI（仮称）の監査要求事項（案）（全 84 項目）

1. “Forced Labour”（強制労働）

身体的または心理的暴力の使用を禁止するポリシーの基準
金銭の預託、金銭的保証、または個人の所有物の保持の禁止に関する基準
違法・過大な控除・手数料(採用手数料を含む)の基準
労働者の文書と私物(ID、パスポート)の保持に関する基準
労働者の移動と移動の自由に関する基準
残業拒否権の基準
懲戒処分記録の基準
プライバシー保護の基準
囚人労働の使用に関する基準

2. “Child labour”（児童労働）

児童労働法令遵守方針の基準
労働者の年齢記録の維持に関する基準
児童労働是正方針の基準(児童労働者とその家族への支援を含む)
若年労働者の雇用・雇用基準
若年労働者の労働条件に関する基準
若年労働者の労働時間に関する基準

3. “Discrimination”（差別・ハラスメント）

性別に基づく差別の禁止に特化して関連する基準
障害者の差別の禁止に関する基準
労働組合に関する差別の禁止に関する基準
組織の苦情処理メカニズムを利用した労働者に対する差別の禁止に関する基準
採用段階での差別に関する基準
職場における女性の権利に関する基準
性的搾取・ハラスメントに関する基準
女性労働者の業績評価基準(昇進、研修)
在宅勤務者の基準

4. “Freedom of association”（結社の自由・団体交渉権）

合同委員会/労働組合/労働組合の基準
結社の自由と団体交渉が法律で支持されていない国における労働者代表の形成に関する基準

5. “Health and Safety”（労働安全衛生）

職場における安全に関する基準 - 法令遵守
職場の安全に関する基準
建物の安全性の検証と維持のためのポリシーの基準
機械設備及び材料の安全保持に関する基準
電気機器の安全性に関する基準
火災対策の基準(訓練、設備、標識)
非常口の定期的・計画的なメンテナンスの基準
緊急応急処置キットの基準
労働者の設備費(PPEとユニフォームを含む)に関する基準
文書化された危機管理計画と公開されている避難手順の基準
化学物質の取り扱いに関する安全手順に関する基準
安全装置と個人用保護具の基準
事故記録のモニタリング基準
定期健康診断の基準
労働者の安全な飲料水へのアクセスに関する基準
職場の衛生施設(シャワー/トイレ/更衣室など)への労働者のアクセスに関する基準
職場条件(空気質、照明、騒音)に関する基準
労働者の寮や食堂を含む安全で適切な住居条件に関する基準
地域における流行疾病の予防・治療に関する基準
健康と安全の問題に関するトレーニングの基準
事故時の作業員の対応手順に関する研修基準
手順とベストプラクティスに対する労働者の意識に関する基準

6. “Social Benefits”（福利厚生）

雇用/雇用慣行に関する基準-国内規制の法令遵守
雇用条件の伝達基準
法的拘束力のある労働契約を書面で使用するための基準
労働者のすべての権利と義務を定義するための労働契約の形式またはテンプレートの使用に関する基準
労働者が理解できる言語での明確な雇用契約の基準
解雇の基準
労働者の休憩(食事休憩など)の権利に関する基準
労働時間と時間外労働の監視に関する基準
時間外労働の任意・報酬の基準
労働者の医療保険加入基準
年金・社会保障給付の基準
7日間に1日休む基準
有給休暇の基準:一般方針(祝日、年次休暇、病気休暇、臨時休暇)
特別休暇(病気休暇、結婚休暇、家族休暇)の基準
母性保護に関する基準

7. “Salaries”（賃金）

公正かつ適時な賃金支払いに関する基準
非公認賃金控除の基準
賃金補償の問題に関する基準と政策
法的に認可された控除に関する労働者情報の基準
セクターまたは地域の特異性に基づく最低賃金を確保するための原則と慣行に関する基準
生産、ノルマ、または出来高払いの現実的な作業目標に関する基準
給与記録と給与明細の基準
最大労働時間に関する基準

8. “Due Dilligence”（デューディリジェンス）

人権に関する方針・手続きの基準
人権侵害に関する苦情処理メカニズムの基準
苦情処理手続きの透明性とアクセス性に関する基準
人権に関するリスク評価基準
人権への負の影響の防止と軽減に関する基準
特定された人権侵害の是正基準
職場における労働基本権の管理手順の設定に関する基準

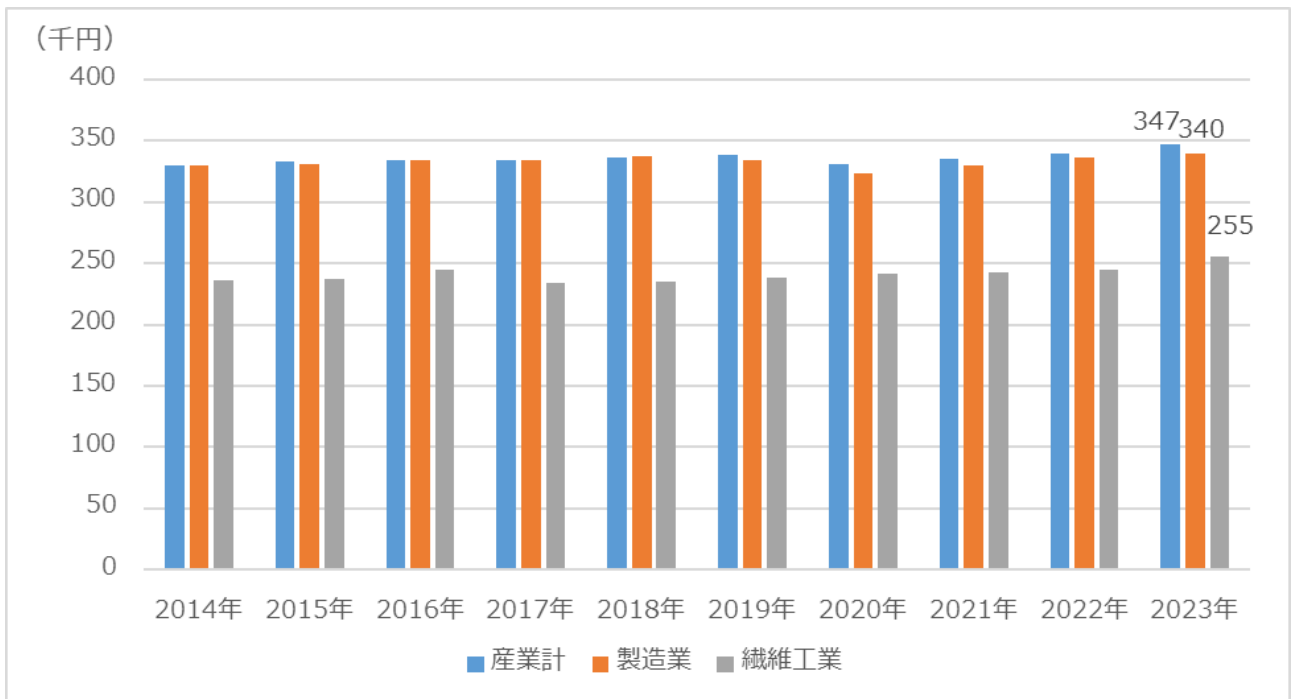
9. 外国人労働者（技能実習生を含む）関連

債務による束縛の基準
安全手順が現地の言語で書かれている/労働者が理解できるかどうかの基準
労働斡旋業者を通すものを含む、透明性のある採用プロセスに関する基準
雇用/人材紹介会社による組織の労働者の権利方針の遵守に関する基準
採用手数料の基準
移民労働者、季節労働者、臨時労働者、非フルタイム労働者の労働権保護に関する契約雇用の基準

5－2．取引適正化に向けた対応

繊維産業は産業全体・製造業全体と比べても賃金が低い傾向にあり、2020 年においては 25%以上の差がある⁴⁶（図 17）。まずは、人材確保に向けて、長時間労働等を減らす等の労働環境の整備に加え、従業員の賃金を上げていくことが必要である。

【図 17】産業全体・製造業全体と比較した繊維工業の給与額推移



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（2023）。

46 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（2023 年）。

しかし、我が国の繊維産業では、企業において適切な賃上げを行うための原資の確保が難しい場合も多い。要因のひとつとしては、産業特有の商慣習がある。繊維産業では、かねてから上代（製品の販売価格）を先に決定し、利益を差し引いた残りの金額から、逆算で縫製・染色等の加工賃等を設定し、十分な価格協議を行わずに発注する独自の商慣習が一部の企業で残っている。こうした原材料費や加工賃等の見積りをとらずに発注をする、という行為が、染色工程や縫製工程等の川中・川下企業における、適切な賃上げの原資の確保等の障壁となってきた。

このような状況を改善するべく、まず発注元企業は、縫製企業等と価格転嫁の交渉に応じる等、サプライチェーン上での取引適正化を推進するための取組を行う必要がある。受注企業の経営者は、発注元企業の調達担当者との連携が重要である。こうした取組を通じ、繊維産業のサプライチェーン全体を持続可能なものとしていくことが、人材確保に向けて緊要である。

また、価格転嫁交渉にあたっては、調達コストが明確で、値上げの根拠が示しやすい「エネルギー・原材料費」への対応だけでなく、「労務費」に相当する部分も含めた、適切な価格転嫁が不可欠である。労務費の価格転嫁に関しては、2023 年 11 月には公正取引委員会から、発注者・受注者の双方の立場からの行動指針となる「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」⁴⁷が発せられた。同指針に記載の 12 の行動指針に沿わないような行為を行い、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することが明記されている。特に、発注元企業においては、発注者側から定期的な協議の実施等、発注者として求められる行動も、指針に位置づけられていることから、留意が必要である。加えて、繊維産業としては、中小企業庁が策定した「繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」⁴⁸に基づき策定される、「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」に則って行われる取組の徹底が必要である。

47 公正取引委員会「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（2023 年 11 月）。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

48 中小企業庁「繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（2019 年 3 月）。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline/04_fiber.pdf

6. 繊維産地におけるサプライチェーンの維持に向けた取組の方向性

我が国の繊維産業の特徴は、川上・川中・川下の各工程において、特徴ある技術を有した事業者が分業体制をとりつつ、それぞれの有する技術が融合することで、特色ある製品を作りだしてきた点にある。こうした製品は国内外のアパレル企業等からも高く評価され、様々なブランド等で活用されてきたところである。

一方で、我が国の繊維産業では、経営者や従業員の高齢化、生産拠点の海外移転により、繊維産地におけるサプライチェーン上の要衝（チョークポイント）を失い、サプライチェーン上の取引先へ影響が伝播する等のリスクが増大している。我が国の繊維産業における産業基盤を維持するために、そうしたサプライチェーン上のチョークポイントを見極め、対応していくことが今後必要である。

例えば、チョークポイントの廃業等に伴うサプライチェーン全体のリスクに対しては、「サプライチェーン事業承継」⁴⁹により経営資源を集中させ、産地の中核となる企業のスケールアップを支援することで、サプライチェーン維持のみならず強靱化を見込むことができる。すでに複数の企業において、そうしたサプライチェーン事業承継の事例が出てきている⁵⁰。サプライチェーン維持のため、事業承継を効果的に行うには、売り手側の経営者に対する気づきの提供等の早期の働きかけが重要である。サプライチェーンの維持について、業界団体や繊維産地の自治体、地域金融機関と連携し、産業全体で取組の方向性について検討することが重要である。

また、サプライチェーンの強靱化に取り組む地域の中核企業の育成支援等も重要である。この点、経済産業省では、地域サプライチェーンの維持・強靱化の取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する「事業再構築補助金（サプライチェーン強靱化枠）」⁵¹を措置しており、今後の活用が期待される。

この他、我が国の繊維産業の競争力の源泉となる、繊維産地における特色あるものづくりを推進していくため、我が国のものづくりの国際的な評価をさらに向上させていくことが必要である。そのためには、川上・川中の工程を担う企業のみならず、川下のアパレル企業等とも連携し、高付加価値な製品を生み出していくことが求められ、引き続き検討をしていく必要がある。

49 製造工程等を担う取引先や販売先が後継者不足等で廃業することを防ぐため、自社等がその取引先の事業を承継し、サプライチェーンの維持・発展を実現すること。通常の事業承継よりも顔が知れた関係のため成立しやすい、既存事業とのシナジー効果が期待できる等のメリットがある。

50 日本有数のデニム産地である三備地区では、2017年2月に美東有限会社が株式会社ブルーメイトを承継した事例がある。ブルーメイトは、ジーンズ洗い加工の後工程にあたる「洗い工程」を専門としていたが、当時廃業を計画していた。そこで、ジーンズ洗い加工の前工程の「こすり工程」を専門としていた美東は、ブルーメイトの事業を承継することで、前・後工程の全てを内製化した。サプライチェーンの毀損を防止するとともに、事業承継により新たに生まれた独自の提案が支持されており、自社の利益拡大につながった。

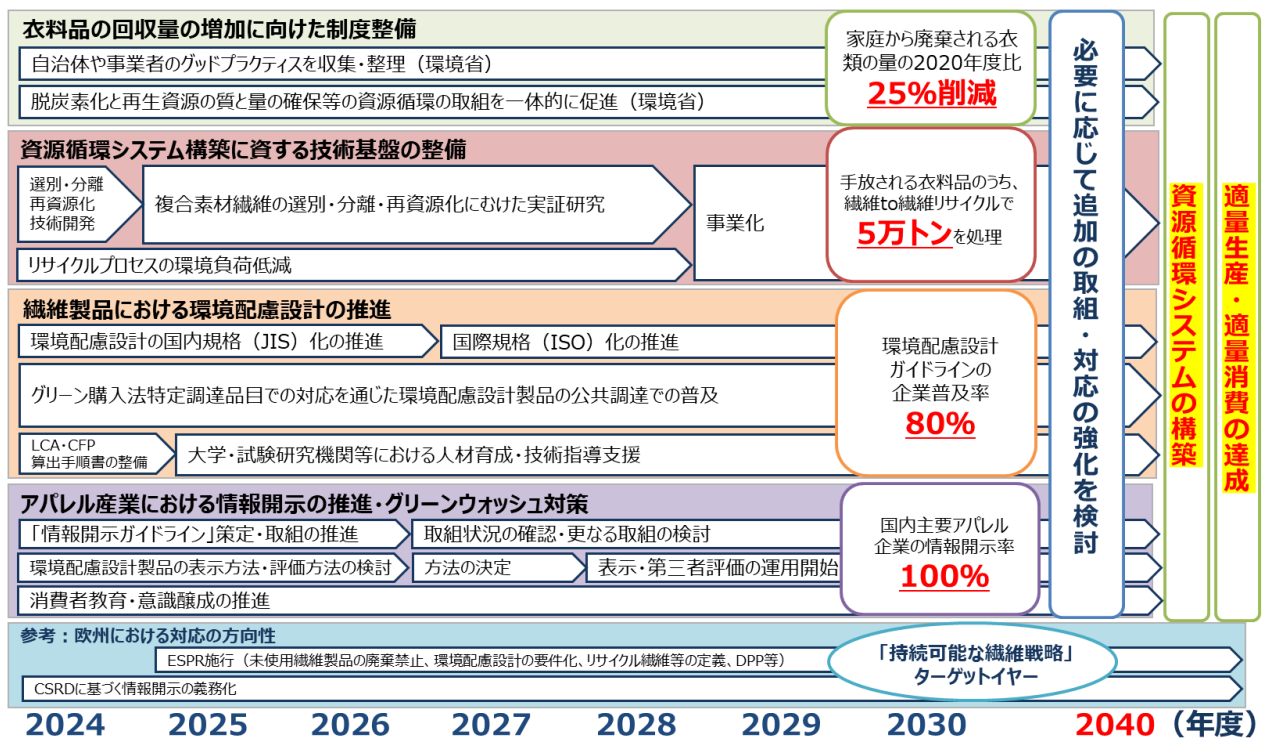
51 中小企業庁「事業再構築補助金」。 <https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

7. おわりに

繊維ビジョンでは、2030 年を目標年として、今後の繊維産業政策の方向性をとりまとめた。今般の繊維産業小委員会では、繊維ビジョンに基づき、我が国の繊維産業が抱える課題から、①環境配慮等のサステナビリティへの対応、②人材確保・取引適正化への対応、③繊維産地におけるサプライチェーンの維持に向けた取組の方向性の3つの課題に焦点を絞って、具体的な施策について検討を加えた。

サステナビリティ対応に関しては、2030 年度に向けた具体的な取組を時系列に沿って示すため、「繊維製品における資源循環ロードマップ」を以下のとおり作成した。今後は同ロードマップに沿って着実な取組が求められる。また、必要なタイミングでフォローアップを行い、2030 年度に向けて見直しを検討していくことが望ましい。なお、2040 年度における資源循環システム構築、適量生産・適量消費の達成に向け、2030 年度以降は追加的な取組についても検討していく。

【図 18】繊維製品における資源循環ロードマップ



人材確保・取引適正化への対応については、「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」に基づく取組の推進や価格転嫁等の取組を引き続き継続していくことで、労働者にとって繊維産業を魅力的な産業にしていける必要がある。そのためにも、責任あるサプライチェーン管理に取り組もうとする中小企業等を後押しすべく、JASTI（仮称）の策定が期待される。

繊維産地におけるサプライチェーンの維持については、今後も対応の方向性を引き続き検討していくべきである。今般の繊維産業小委員会においては、我が国の繊維産業におけるサプライチェーンの毀損リスクについて課題を認識し、必要となる対応の方向性について検討することができた。今後は、事業承継等によってサプライチェーンの断絶を回避した事例や強靱化を実現できた事例を複数調査することで、繊維産地におけるサプライチェーンの課題を抽出するとともに、我が国のものづくりの国際的な評価を向上させ、生産拠点を国内に回帰させていくことについても、議論・検討を行っていく。

本とりまとめに基づき、今後の繊維産業政策については、上記方針で行っていくことが望ましい。今般、繊維産業小委員会で議論した内容を踏まえた取組が、我が国の繊維産業のさらなる発展を促すことを願ってやまない。